

## 令和3年第1回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年2月26日(金)
2. 場 所 白井市役所本庁舎大委員会室  
白井市役所東庁舎4階議場
3. 議 題
- (1) 請願第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める請願書
  - (2) 議案第14号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 議案第15号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 議案第16号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (5) 議案第17号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (6) 議案第18号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - (7) 議案第21号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第15号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
  - (8) 議案第33号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第16号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
  - (9) 議案第22号 令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について
  - (10) 議案第23号 令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)について
  - (11) 議案第24号 令和2年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長  
 古澤由紀子委員・斉藤智子委員  
 和田健一郎委員・徳本光香委員  
 岡田繁委員  
 長谷川則夫議長

5. 欠席委員 なし

6. 説明のための出席者

執行部

市長	笠井喜久雄
福祉部長	豊田智美
健康子ども部長	岡本和哉
教育部長	鈴木直人
教育部参事	和地滋巳
社会福祉課長	村越貴之
障害福祉課長	片桐啓
高齢者福祉課長	篠田順子
子育て支援課長	山口等
健康課長	佐藤覚
保険年金課長	榎谷君子
教育総務課長	板橋章
生涯学習課長	石戸啓夫
文化センター長	石田昌弘

紹介議員 中川勝敏

参考人 中川滋子  
 根本敦子

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 石井治夫  
 主査 萩原靖殖  
 主任主事 石井和子

## 委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 皆様、おはようございます。今日、午前中は市内からの請願1件、そして午後が当常任委員会に付託された議案10件の審査を行うことになっております。請願は本当に何年かぶりで、陳情というのはよくあるんですけども、こういう請願という正式な法にのっとりたった手続で踏まえたものというのは本当に何年かぶりです。委員の皆様も、分からないことはしっかり参考人と紹介議員に質問していただき、それぞれに理解を深めて結論を出していただくようよろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声していただきますようお願いいたします。また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

それから、傍聴の方が多いようです。お隣の部屋も、小委員会室のほうも音声と画像で傍聴できるように用意されておりますので、そちらのほうも御利用ください。

では、これから日程に入ります。

(1) 請願第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める請願書

○柴田圭子委員長 日程第1、請願第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める請願書についてを議題といたします。

請願第1号の参考人として、中川滋子さん、それから根本敦子さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。中川さんと根本さん。

初めに、紹介議員より請願の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間が3人で15分までと

決まっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、陳情者からの参考資料については委員会に既に配付済みのため、説明が不要なんですけれども、資料の確認をいたします。この白い5枚つづりの、これが請願者のほうから提出された資料となります。それから、委員会から資料請求で出してもらっているのが、この参考資料、75歳以上の人数とか割合とかの表、2枚ものです。お手元にございますか。

それから、請願者の資料で、ちょっとはつきりしなかったところがあったので確認しております。1枚目の横書きのものは、これは厚労省のホームページから取ったものということです。それから2枚目は、御覧になれば分かると思います。3枚目は、ちょっと分かりにくいんですけど、ちょっと上のほうに新聞赤旗日曜版2021年2月21日号と、出典がこちら辺に書いてあるので、これが3枚目。それから、4枚目と5枚目が表裏、これは下のほうに出典元が書いてあります。全日本年金者組合の出典で、これは令和3年1月発行の資料だそうです。ここだけは確認しておりますので、御参考になさってください。

それでは、これから請願紹介議員の中川議員のほうから説明をお願いいたします。今から15分間、3人でということをお願いします。

**○中川勝敏紹介議員** おはようございます。紹介議員の中川です。

今日は、そのこの2人の3人合わせて最初の15分間、お時間をいただければと思っています。請願趣旨について説明させていただきます。

請願趣旨は次のようなことです。

政府は、昨年12月15日の閣議で、75歳以上の高齢者で単身者の場合、年収200万円以上、複数世帯で後期高齢者の年収合計が320万円以上の場合、医療機関の窓口で払う自己負担額を現行の1割から2割に引き上げることを決めました。団塊の世代が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう、法制度の措置を講ずるとしています。社会保障のためと消費税を10%にまで引上げながら、新たな負担を高齢者に押しつけるものです。これでは、高齢者の生活がますます苦しくなってしまいます。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。その年金も、安倍政権の元で実質6.4%も減らされました。さらに貧困化の深まり、生活保護を受給している高齢者世帯は、安倍政権下で1.2倍以上に増えました。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。負担能力に応じたものへと改革していくのなら、高額所得者からの保険料を能力に応じた負担とすべきです。また、国の社会保険財源は消費税と働き方改革ではなく、兵器爆買いなど、軍事費等の無駄を省くこと、大企業や富裕層への課税強化で確保すべきです。

後期高齢者の医療保険窓口2割負担は、高齢者の暮らしと命、健康を守る上で大きな影響を及ぼします。

以上の趣旨により、下記事項について請願いたします。

国と関係省庁に対し、75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書を提出してください。

以上、お願いいたします。

これが、請願の内容でございます。なお、この法案は、現在国会で審議中でございます。

○柴田圭子委員長 参考人より補足説明はございますか。

○中川滋子参考人 中川滋子です。よろしく申し上げます。

全国の75歳以上は1,815万人の20%、370万人が対象です。これまで3割と1割の2区分だけだったものが3区分への導入となります。高齢者の生活は年金に頼っていますが、徐々に減ってきています。

今後、マクロ経済スライド、それから年金カット法などで毎年下がる一方です。今、新型コロナの影響で景気は落ち込んでいます。コロナ禍の長期化は、廃業や倒産に追い込まれる事業者、生活に困窮する人の増大を招きます。非正規雇用の多い女性の自殺率が急増しているのは、大変深刻な事態です。その上、高齢期の貧困に拍車をかける医療費の窓口負担増は、確実に社会状況を悪化させます。

後ろから3枚目の資料です。年収に占める患者割合の比率、これを見てください。

現在の原則1割での年収に占める医療費窓口負担による影響の表です。高齢になればなるほど病気は増えてきます。口も、歯も、目も、耳も衰えてくるからです。そして、体は本当に衰えてきます。

私の母は87歳で他界しました。夫を50代で亡くし、4人の子どもを育て上げました。風邪さえも引かない丈夫な人でした。しかし、70歳を超えた頃から、歯が悪くなり血圧も高くなり、医者から食事の注意が多くなりました。とうとう87歳、脳梗塞で倒れました。3週間の看取りの後、笑みを取り、多分ですが、逝きました。

誰しも高齢化するのです。75歳から特に重くなる高齢者の患者負担を、1割から2割に倍化させる今回の法案は、高齢者にとって死活問題です。

高齢者は、年収も大きく下がります。3ページのグラフで分かるとおり、85歳以上の年収に占める患者1割負担の率は、60代前半の2倍、30代から40代の5倍です。今回2割負担になれば、当然、受診控えが起こってくるでしょう。それは病気の重症化につながります。かえって医療費の増大となり、医療保険の崩壊を招きかねません。

ここに、各月の医療費の額を、病院や薬局でかかった費用の一覧の表があります。皆さんももらっていると思います。

2枚ほど紹介します。

1人は、75歳の女性です。大きな病気を持っていません。多分、2割化する方です。昨年9月は3,308円、倍化では6,416円になります。10月は3,931円、倍化では7,862円になります。

次の方は、78歳の男性です。やはり2割負担になるであろう方です。健康診断で心臓の血管に異常が見つかり、カテーテル手術をしました。その前の月、昨年8月は1,485円だったのに、9月は、その手術のために6万4,208円に跳ね上がりました。これが倍化になると12万8,416円になってしまいま

す。手術が終わって10月は6,305円に落ち着きましたが、これが倍化だと1万2,610円です。この方は、心臓の動脈も詰まっていることが分かり、来月はバイパス手術の予定です。一たび入院、手術というような病気になると、医療費が跳ね上がり、蓄えは瞬く間に減っていきます。医療費崩壊の前に、個人の財産問題になりかねません。今回の75歳医療費窓口2割負担化はぜひとも止めなければならないと考えています。

○根本敦子参考人 続きまして、根本です。

今回の高齢者窓口負担増による影響を、3枚目の表2で見てください。高齢者医療費の窓口負担増による影響の表です。

給付費の支給は1,880億円減ります。今度の2割負担で減ります。現世代の後期高齢者の支援金は720億円減ります。若い人の負担が720億円減ります。1人当たり年700円です。現世代の人たちは半分が企業が負ったりしていますので、本人の負担は半額の350円になります。月にすると30円です。30円でも負担が軽減するのは喜ばしいことかもしれません。しかし、これで高齢者の肩代わりが減ったと喜ぶような額でしょうか。370万人の高齢者は医療負担が2倍になるわけです。それに比べて、公費の負担は980億円も減るのです。全体1,880億円の半分が減るわけです。要するに、公費が一番減るということがこの表で分かります。全ての世代で広く安心を支えようとしている全世代型の社会保障制度というのは、言葉だけです。

このような意見を言う方もいます。年金が年収200万という人は、現役世代に高額所得のあった人たちだから2割負担ぐらいできるのでしょう。しかし、庶民は蓄えがそんなにありません。老後は年金のほかに2,000万円蓄えがなければいけないと試算されたことがありました。当時は大きなショックが走りました。うちはそんなにない、生きていけないのか。高齢者は現役世代に働き続けて子どもも大きくしてきました。もっといい人生を送らせたいと身を削って進学もさせてきました。子ども1人大学に入れて下宿させたり、交通費などがかかります。卒業させるのに約500万円かかります。3人子どもがいれば1,500万円です。とても貯蓄ができる状況ではありません。子どもが大きくなったら夢を持っていたのに、非正規でひとり立ちできない子どもがたくさんいます。そのために、結婚を諦め、子どもを持つことも諦め、マイホームも諦めている若い世代が大勢います。

また、8050世代の問題は、より一層深刻です。80歳代の年金生活の親が50歳代の子どもの生活を支えている問題です。そして、親の介護が始まります。親の介護のため、介護離職のため、生活が立ち行かなくなっている問題も起きています。介護はいつまで続くか分かりません。富裕層以外の老後が苦しみだけでいいというのでしょうか。長生きしては駄目といううば捨て山の時代にしようとしているのでしょうか。

1983年に老人医療費が始まりました。このとき、老人は無料でした。公費は45%でした。こんな時代もあったのです。しかし、2008年に後期高齢者医療保険が始まると、公費負担は35%に引き下げられました。それ以来、高齢者の負担はどんどん引き上げられて、今のような重い負担となっているの

です。

先進国と比べてみます。スウェーデンやイギリスは約50%程度です。被保険者の本人負担はスウェーデンが9.1%、イギリスが10.1%に対し、日本は26.4%と極端に高いのです。後期高齢者制度は、運営は千葉県広域連合がやっています。千葉県の被保険者は、柴田議員に見せていただいた最新の統計によれば、令和3年1月末で約85万人です。白井市は約7,900人です。白井市の2割負担になる人数は2,381人です。

資料の2ページを見てください。

全国高齢者医療広域連合会の会長が厚生省に対して昨年出した要望です。3の①、8の①にも後期高齢者に対して、定率国庫負担割合の増加、国の責任ある財政支援を拡充すること、高齢者だけが負担増とならないよう十分に対策を、窓口負担についても慎重かつ十分な論議をと明確に国に要望しています。大本の広域連合さえも国に要望を出しているのです。当市議会でも意見をぜひ上げてくださるようお願いします。

日本の国民皆員制度は、1958年に国民健康保険法ができ、1961年に全国市町村でも国民健康保険事業が始まりました。誰でも、どこでも、いつでも保険医療が受けられる体制ができました。国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う制度です。この制度のおかげで、世界トップクラスの長寿国になり、乳幼児死亡率も低下しました。2000年、WHOから、日本の医療制度は世界一と評価されました。現役世代も安心して働くことができるようになり、日本は経済成長を成し遂げ、世界有数の経済大国になりました。若い世代も年をとっても安心して医療が受けられる制度を守り、発展させていくのが私たちの役割です。この流れに逆らおうとする今回の2割負担はやめて、原則1割負担を継続するよう国に意見書を上げてください。

以上です。

○柴田圭子委員長 以上で説明が終わりました。

1つ確認ですけど、まず、中川参考人がおっしゃった、手元に資料がある具体例が2つありますということ、私たちには、資料はちょっと見当たらないんですけども、それは。

○中川滋子参考人 それこそ個人資料なので、出さないようにいたしました。

○柴田圭子委員長 分かりました。それからもう一点、私のほうから資料を渡したという発言がありましたが、直接参考人とやり取りしていないので、どういうことなのか、中川議員のほうから、柴田さんが調べていただいたものをお聞きしましたが、それはどういう資料ですか。

○中川滋子参考人 これです。〔「委員会請求資料」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 委員会請求資料で、全委員の皆さんにはお配りしている資料を中川議員が見たと、それをお渡ししたということですね。

○中川勝敏紹介議員 そうでございます。

○柴田圭子委員長 分かりました。

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言の際は、挙手をし、委員長の名を受けてから発言してください。  
それでは、質疑はございますか。

和田委員。

**○和田健一郎委員** 私も、実家に、もう既に後期高齢者となった父も含めておまして、くしくも紹介議員と同じ病院でステージ3のがんの手術をやりました。さらには、それでいながら、もう80手前になっているんですけど、今でも働いております。そういう状況であっているのも、今の医療費負担、年々増えているという状況は、私の身内とかでも本当に分かっている状況で、ただ一つ理解していただきたいのは、高齢者だけが負担というわけではなく、これは、ちょっと質問としては、皆が負担が増えているという状況は御理解いただければと思ひまして、ちょっとこれで、いじわるな質問というわけではないのですが、一応こちらの表の2で御説明いただけていた現役世代が減るなく、一人当たり700円、一応内閣府、日本経済新聞の2月の新聞では一人当たり800円減ると言っていたんですが、この前提が2021年の値段から2025年には約3割ぐらい増えて、一人当たりが、今、現役世代が6万4,000円の負担が、25年には約8万円に増える。2割から3割ぐらい増えて、さらにこれが避けられない事実としては2040年まで高齢者が増えていくという統計がありまして、現役の負担、ちょうど私が昭和54年で生まれていたんですが、現役でずっと払い続ける中で申しましたら、恐らく30年後には大きな動きというのでは止めることができずに、さらに負担としては、単純計算で申しますと、今の2倍以上、確実に、今の国の制度が変わらなければなってしまうという状況もありまして、決して高齢者だけが負担が増えるというわけではないということを御理解いただければと思ひます。

それで、質問としましては、現役世代に関しての部分で負担が増えているといったところを、参考人も含めて、この御見解をちょっとお聞きしたいと思っております。

**○柴田圭子委員長** 挙手をして、名前を呼ばれてからの発言をお願いします。

中川参考人。

**○中川滋子参考人** 現役世代の負担分というのが、なかなかこれが計算ができてこなくて、私が見たのでも月に約1,000円という場合と、月に約800円という場合、場合によって、だんだん計算が細かくなってきたら、今が700円というのが、計算上、成り立っています。

それでいうと、半分が事業者負担ですので、本人は350円。ということは、一月に約30円にすぎない、1日10円にすぎないということが、今、若者世代に、現役世代に求められている負担減です。負担されるのが月に10円ということなのです。

だから、私たちは、確かに高齢者が増えていくという実態は、これはもう前から分かっているわけです。人口の分布によれば、もうどんどん増えていく、日本は長寿国の一辺のほうにいますから、大変増えていく。これは喜ばしいことだと私は考えるわけですが、そうなると、負担が、支え合うという考え方でいうと、負担がどこも増えていかざるを得ない。どこが負担をすべきかという問題です。

現役世代がどんどん負担が増えていったら、とてもじゃないです。この負担は、主として公費に負担を求めるべきです。初め、この制度ができたときには、公費は45%負担しています。ところが、この後期高齢者医療制度になって35%と減ってきています。今回の2割負担、先ほど説明したように、公費の負担がまた大きく減るということです。ここの問題を考えない限り、この医療費負担の問題は、だんだんみんなが増えていだけになってくる。そこで、公費の投入が求められるということを全国の高齢者、それから広域医療協議会も求めているわけです。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ありがとうございます。ちょうど2008年頃ですか、私もちょっと働きながらのときに、後期高齢問題に関しても勉強させていただいたところで、当時は私の祖母が、大正生まれの祖母がおりましたので、なかなか1人では生活できずにいたところで、自分たちの家族の問題から、これからの将来ということでやっていった場合には、大正生まれの祖母は、おかげさまで97歳まで天寿をまっとうするといった形でやっていたんですが、ただ、現実的には、この15年ほど前の状況で、祖母と同じような社会保障というのは、父の世代、さらに50年後の私の世代では難しいんじゃないかということを感じていたところでございます。

そこで、ちょっと回りくどくなりましたが、一応国の負担が減るというわけではなく、全体額としては、やはり1.3倍に増えていく中で、増える量を少しでも減らそうということで、公費の割合が減っているものの、全体額は、このまま膨れ上がってしまっているというのが現実でございますが、そこで、くどいようでございますが、公費自体は増えているわけでございますが、その中で、それでもやはり公費を増やしていったほうがよいということで、参考人としてのお考えはどういうふうなことでありましょか、いわゆる公費は増えてはいるんですが、それでもまたさらに公費の分の負担を増やしてほしいという趣旨でございましょか。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 公費の負担の額が増えてきているということですね。蓄えが増えていると。

○和田健一郎委員 はい。割合は減っているものの、額だけはウナギ上りに。

○中川滋子参考人 今のままだとそうなると思います。ですから、割合を増やすことが1つ。それから、それはどんどん増やしても増えていくという問題ならば、公費もそれほど増やせないという問題ならば、国の予算全体を見直して、何にお金をかけていくか、そここのところの考え直しをしなければならぬと思います。

社会保障制度という、もともと日本の憲法によって人々が健康で安全な暮らしができる。そのために、社会保障制度が世界に先駆けて日本の制度ができたわけです。この制度は立派なものです。これを守り育てていくことが私たちの役目です。

ですから、国の財源を、一番初めの趣旨に述べたとおり、軍事費に5兆円以上もかけているような日本の在り方、それから高額所得者には税金が頭打ちになってそれ以上は取らないという形になって

いる制度、こういうものを改めて、国の公費がここにもっと入れられるような税金の使い方、そういうものを見直していくべきだと私は考えていますが、それはすぐにやってくれといってもなかなかできる問題ではありません。取りあえず、ここで2割負担を止めること。そのことで、国の予算も考え直しになってくるのではないかと考えています。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 3回目の質問でございますが、ありがとうございます。ちょうど2008年頃でしたか、同じような議論があったと私は記憶しております、そのときに埋蔵金という言葉がございました。そういう埋蔵金を使えば、今後大丈夫だというような議論があったんですが、ただ蓋を開けてみましたら、その埋蔵金というものではなく、残念ながら、現在として負担増といった現実になっていたところがございます。

さらに、この2020年の国の予算からの比率で申し上げますと、防衛費が全体に対しては5.2、さらに公共工事も、今、よく必要かどうかということで議論になっているんですが、全体額は6.7%、それで社会保障の額が何%かというのは34.9%。つまり、国家予算の3分の1を充てているにもかかわらず、これがさらに、前までは70兆円の予算だったのが今100兆円ぐらいに増えていたというのは、ほとんど社会保障費だった。確かに防衛費も増えているんですが、はっきり申しまして、防衛費と公共工事を全額やっただとしても3倍以上になっているという現実がございますが、その中で、請願の文章でも書いてあったとおり、なかなか抛出といった部分での割合的な度合いがかなり違ってくるというところがありますが、それについての見解と、さらに高所得者といったものの定義をどういうふうに考えられているのかということを知りたいと思います。

と申しますのは、富裕層と超富裕層という形で大きく分かれるのですが、これは最近ではタックスヘイブン、租税回避というような問題で、大企業や本当の意味での超富裕層ですね、サラリーマンでしたらもちろん所得額に応じて累進課税ということでももちろん取られているのですが、この制度があって、これは世界先進国でも頭を抱えている問題の中でもございまして、税を上げたとしても、結局は利益が上がっているはずの企業が、その商売をしている国に税金が入らなくなってしまっている、これは世界共通の問題であると思います。この部分に関する見解というのは、理想としては、もちろんやっつけていけばいいと思うんですが、ただ、そこが全世界で頭を抱えている部分だと思います。この中で、富裕層や大企業ということで、やっぱり書いてある以上は、この問題に関しては避けて通れない部分もあると思いますが、その中で、いじわるな質問という形になってしまうかもしれないんですが、ちょっとこの2点についての見解をお願いします。

○柴田圭子委員長 一問一答にしたいので、最初に公費の割合が34.9%となっているということについての御見解ですね。

根本参考人。

○根本敦子参考人 社会保障費というのは、個人のリスクである病気、けが、出産、障害、死亡、老

化、失業など、生活上の問題について貧困防止、貧困者を救う、生活を安定させるために、国家または社会が取得権益によって所得を保障する。医療制度、介護保険、社会的サービスを給付する制度です。

ですから、先ほどのおっしゃった防衛費とか公共事業とか、不要不足のものでない、人間が、別に防衛費と公共事業が不要とは言いませんけれども、そうでない事業も多いですよ。言われていますよね。無駄な釣堀をつくっているとか、海を見れば橋をかけたくなるとか。そういう、今必要じゃないことにお金をかけているものというものは全く違う、人間が生きていくために必要な、若い人も生まれたときから亡くなるまで必要なことが、この中で社会保障費として賄われているんです。それが、43%から35%に減っちゃったという、そういう公費の割合が減っているんです。確かにお金は増えているかもしれないけれど、問題は比率ですよ。比率が減っているということは、お金が増えているということとは全く別問題です。国がいかにかこのような、国民の生活に対してのお金をかけないで、それぞれが、勝手に生んで勝手に死んでいるみたいな、こういう政策を持っているということを私たちは言いたいんです。

2問目、いいですか。

○和田健一郎委員 委員長、質問したということで。

○柴田圭子委員長 2つ目の質問をお答えできますか。2つ目ののは、高所得者とか富裕者層の。

○根本敦子参考人 1983年までの所得税の最高率は75%でした。いまや40%です。下がっているんです。法人税率は43.3%から30%に下げられました。

ですから、国は、さっきも言いましたけれども、国民の生活に必要な費用はどんどんパーセンテージは下げている。高所得者、企業、法人に対しての税率はどんどん下げている。どこから収入を得たらいいんですか。こっちが聞きたいです。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 続けて、その問題ですが、富裕層というのをどう考えるかということです。日本の所得は、1億円までは累進課税でいくけれども、1億円以上になると平坦になってしまう。それ以上上がっていかない、累進的に上がっていかないという制度になっています。

ところが、今、1億円以上の収入のある方は、日本の中でたくさんいます。100億円に近いほどいます。大変富裕層が、この間、増えてきていて、アメリカだともっとすごいです。1%対99%、99%の人々のお金を1%のお金と匹敵する富裕層と。それに近づいてきているのが日本の実態です。

それから、前に埋蔵金という言葉があって、今は会社の内部留保金、利益が上がっても、それを労働者に還元しないから、労働者の賃金も上がらない。そして会社に何百兆円以上も、今、500兆円ぐらいですか、上がっているという実態です。

こういうところに、大会社の社長さんが自分をところからもっと税金取ってくれという主張をした社長さんがいました。税金の取り方、これを考え直していく、そして国家体制を安定させていく。確

かにコロナの状況で、国家の財政が100兆円を超えて、もっと110兆円に近くなってきている。このことは、大変私も心を痛めて、どうすればいいんだろうかと考えています。その中で、公費をもっと増やせというこの要求は、どう天秤にかけたらいいのか。しかし、私たちは、多くの国民が、多くの高齢者が命と暮らしを守る問題ですから、ここは引くわけにはいかないです。どこから取ったらいいのか、どこから増やしたらいいのか、それを考えていかざるを得ないということです。

○柴田圭子委員長 ほかに。

徳本委員。

○徳本光香委員 今回のこの2割負担に増やすという政府の案に対して、当事者の団体などからはどのような反応が起こっているかというのを参考人にお聞きします。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 まず、12月5日に閣議決定がなされてから、各高齢者団体は、このことは重大だと考えています。日本高齢期運動連絡会というのがあります。高齢者の連絡協議会、ここでは抗議アピールといいまして、菅総理大臣に書面を出しました。

コロナ禍の中、高齢者の医療負担増、さらなる受診抑制が進み、必要なときに十分な医療が受けられなく、高齢者が増える75歳以上窓口2割負担は中止すべきですという、こういう文書を出しております。

これによって、様々な高齢者団体が反対の運動を起こしています。そして、今、署名運動なんかをしていますが、この1月から、実際には1月明けてから始まった署名が、たったの2か月で全国で78万の署名が集まって、それを国会に提出しています。2か月で78万というのは膨大な数です。こういうことが、今、起こっている。私どもの団体でも、年金者組合白井支部という団体で、この前、2月16日に西白井のマルエツ前で署名をやりました。1時間で38筆の署名が集まりました。ほかの署名行動にはない、本当に署名簿の周りに人がむらがってくるという、次にやらせて、次にやらせてという、そういうふうな高齢者の怒りが、この問題には殺到している。全国から各市町村にまで沸騰しているということです。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 そのほかに、現役世代である労働組合の方々も署名を大変集めています。やはり、現役世代が負担ばかり押しつけられているみたいに国が言っていますけれども、実際に医療費だけじゃなくて社会保障費というのを国がどんどん減らしていくことに対して、今の現役世代、非常に不安に思っています。自分が老後安心して医療が受けられるのか。そういう心配から、やっぱり2割負担というのはよくないということを言っています。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑。

中川参考人。

○中川滋子参考人 先ほど高齢者団体の話をしましたが、日本医師会でも、ネットにいっぱいあった

んですけれども、日本医師会の中川俊男会長が、12月9日に、政府が検討している75歳、この法案に対して1割から倍にする議論をすること自体がそもそも問題だと。そして、年収、このときは170万政府が出していたのです。これは、限定的な範囲にとどめてほしいということを発表しています。日本医師会の会長が。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 請願なので、紹介議員のほうにお尋ねしてもよろしいですか。

この請願の文書表の中のことをちょっとお尋ねします。

真ん中ほどに、社会保障のためと消費税を10%までに引き上げながら、新たな負担を高齢者に押しつけるものと、るる書いてあるんですが、これを読みますと、高齢者というのがひとくくりな形で感じられてしまうんですが、高齢者の中にも所得も様々だと思えるんですけども、その辺の見解についてはどうお考えですか。

○柴田圭子委員長 中川議員。

○中川勝敏紹介議員 高齢者の中で所得の高い人は、もっと負担を上げていいという角度からの御質問ですか。今の質問、そんなふう聞こえちゃうんですが。

○齊藤智子委員 違います。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 この中には、新たな負担を高齢者に押しつけるものということです、高齢者にといい方になってらっしゃいますよね。それから、例えば最後のほうにも、高齢者の生存権が脅かされることになると、高齢者というのが1つのまとまりというように受け取られるんですが、高齢者の方でも、80過ぎている方でも現役ばりばりで働いてらっしゃる方もいらっしゃるし、大企業の社長さんの方もいらっしゃったり、いろいろな高齢者の方がいらっしゃるんですけど、そのいろいろな立場の、またいろいろな所得にも差がある高齢者に対して、それをひとくくりの高齢者とちょっと受け取ってしまったんですけど、そういう意味ではないんですか。高齢者について。

○柴田圭子委員長 中川議員。

○中川勝敏紹介議員 ここで高齢者というのを強調しておりますのは、全世代型社会保障の在り方という形で菅政権が、安倍政権に基づいて、全世代が負担していくんだということの一番最初の皮切りがこの問題だった。

要するに、実際の75歳以上の窓口負担ということで言えば、3割負担か1割負担しかなかったわけです。それを、利用者である人の所得、3割、1割しかなかったのに、その中間の2割を負担増で、これだけの人を対象にしてやると。これは、やはり分かりやすく言えば、今の菅政権の言葉で言えば、それは自己責任でやる自助、共助、公助という中で、今までどちらかというと自助と公助がメインになっていた。その中に、新たな公助という形で新たな役割と負担を利用者に求めていくという。社会

保障制度の中で、この問題が今一番皮切りに出てきているんです。今回の窓口2割負担のこの法案、実はよく見ると、菅内閣が今国会に上程していますが、全世代型社会保障で32の一括法案になっているんです。社会保障の関係でいえば。

だから、これほど共助を強めていくということで、事実上、利用者への負担を、一番強く負担を求めるということから、ここで老人だとか高齢者ということが真っ先にそのやり玉に上がっているということで、ここを受け付けていけば、介護保険においても、また中間的な公助の負担という形になっていって、大元の責任、憲法25条で命と暮らしを保障していく社会保障制度を事実上、これを形骸化していく。その第一歩として、75歳以上の高齢者の2割負担というのが出てきている。私は、そう捉えております。

そういう点で、高齢者に対するこの問題が、最も先鋭化しているという形で、ここで、現行のまま、まず一旦立ち止まって、そして負担の在り方、公助の在り方、これをもっと国民的論議でやっていくべきだというのが、私どもの請願の理由でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 私の趣旨とお答えがちょっとかみ合っていなかったと思うんですけど、違う質問をさせていただきます。

こちらの請願書の中に、高齢者の所得の8割が公的年金、約7割の世帯が公的年金のみで生活していますとあります。私なりに調べた中では、例えば、2019年の国民生活基礎調査という資料が厚生労働省から出ていまして、ここの中で、公的年金恩給を受給している高齢者世帯における公的年金恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合というのがあって、公的年金恩給の総所得に占める割合が100%の世帯、これは、先ほどおっしゃった公的年金のみで生活している世帯ということになると思うんですが、これが、この先ほどの調査の中では48.4%と出ていたんですけど、7割というこの数字はどちらの数字ですか。紹介議員にお尋ねします。

○中川勝敏紹介議員 出典を確認しております。

○齊藤智子委員 それでは、ちょっと違う質問で。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 その後、年金も安倍政権下で実質6.4%も減らされましたとあります。これも、私、一生懸命インターネットで、年金、6.4%と検索していたんですけど、出てくるのは赤旗の新聞のことだけで、ほかのデータがちょっと全然出てこなかったもので、いろいろ年金のこれまでの、国民年金の平均が、これは日本年金機構が出しているものだったんですけど、例えば、令和3年の年金の決定は、今回4年ぶりに減ってしまったということが出ていて、国民年金の場合は6万5,075円で、前年度よりも66円減ってしまったというデータが出ています。でも、その前の年は67円増えていたり据置きだったりというのがあって、本当に何年かぶりに減ってしまったと出ていました。

それで、安倍政権になってからがくっと減ったという、6.4%というところなのかどうかはちょっ

と分からないんですけど、平成12年から平成14年にかけて、物価の下落にも関わらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わないで年金の確保を据え置いたということで、本来の年金額より2.5%高い水準でその時期支払われていて、その後、法律ができて、その分、今まで、本来もっと景気の水準に合わせて低くなるべきだった年金が支払われていたことによって、平成24年、25年、その辺で年金が下がってしまったということがあったと思うんですけど、その後、今年に至るまでは据え置いたり0.9%上がったり0.1%下がったり、毎年変わりますけれども、そこまで減ってはなかったのかと、調べた中ではあったんですけど、この年金が6.4%減っちゃったというのはどういうことなのかと。

すいません、先ほどの頂いた資料の中に、資料の一番最後の4-2のページの右上に、夫婦2人年金額、書いてあるんですけど、ここの減ったのが、さっき私が言いました2.5%据え置いた分の後の法律ができて帳尻を合わせた分となると思うんですけど、結局その後、平成27年ぐらいからは、先ほど言ったように据え置いたり0.何%の上限があったと出ていたんですけど、この6.4%減という、その辺の根拠みたいなのも教えていただいて。

○柴田圭子委員長 これでは休憩にしようと思います。開始は11時5分。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○柴田圭子委員長 会議を再開します。

先ほど斉藤委員から質問が出ています。そこについて答えられるでしょうか。最初の質問は、7割の世帯が公的年金で生活しているということの根拠についての質問です。

では、中川議員、よろしいですか。

○中川勝敏紹介議員 後のものに答えます。今、確認ができたんですけど。

○柴田圭子委員長 じゃ、最初の質問の7割の世帯が公的年金でということについての回答は、どちらか、参考人の方、できますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 もし分からなかったら、飛ばして結構です。

○中川勝敏紹介議員 そうさせていただきます。

○柴田圭子委員長 それでは次に、6.4%減ったということについての質問でしたけれども、ここについては、中川議員、お答えいただけますか。

○中川勝敏紹介議員 こちらが用意した5枚の資料の一番最後の裏側です。ここで、この8年間で実質6.4%減になったと、年金支給額が。このことの御質問でしたが、この点では、2012年から2014年の最初の3年間、8年間のうちの最初の3年間で、政府のほうで、物価が下がったのに年金をこの3年間引かなかったと。これはまずいとかいって、特例水準の解消という名前で2012年度分1%減らす。

13年度分0.5%減らすと。2014年0.5%減らすということで、2.5%減らしてきたわけです。それ以降、2015年から2019年までの5年間、これは物価賃金は下がったのに年金下げなかったということで、これが実質、これの解消ということで3.9%、この5年間で下げてきたということで、そういう解消をしたということで、8年間で支給された支給対象期間の年金が実質6.4%減ったという統計で、これは政府統計でも出ております。

そして、ここに書いてある計算の数字は、年金者組合中央本部の調査結果というデータで、これはここで載せさせていただきました。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 今、中川議員のほうからお答えいただいて、平成27年から平成31年まで3.9%減ったと伺いましたけれども、それでよろしいですか。

○柴田圭子委員長 中川議員。

○中川勝敏紹介議員 この8年間で6.4%減ったというのが。

○齊藤智子委員 その中で、27年から31年まで3.9%とおっしゃったと思うんですけど、よろしいですか。

○中川勝敏紹介議員 いいです。

○齊藤智子委員 ちょっと私とは年金機構の毎年の年金がどれだけ上がったとか下がったというのを調べたときには、26年から27年は0.9%上がった、国民年金でいったら6万4,400円から6万5,008円、608円上がりました、2015年は。その次の年、ここは据置きだったので6万5,008円でした。その次の年、0.1%下がって67円下がったので、6万4,941円でした。その次、平成30年、ここも据置きだったので6万4,941円で、その後、そこまでが先ほどの中川議員の年数だったので、これで見ると、3.9%減ったとはちょっと読み取れなかったんですけど、違う計算式か何かがあるんですか。

○柴田圭子委員長 中川議員。

○中川勝敏紹介議員 ちょっとまだ、私、手元に資料を持っていないので、今の点については、また提出、必要であれば計算して出したいと思います。添付して。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 すいません、次の質問をさせていただきます。

先ほども話題に出たいと思うんですが、現役世代の方の所得ですか、生活状況と、高齢になった方の生活状況と、いろいろとあって、若い方たちの負担が増えるというような話が出ていたんですが、先ほどの2019年の国民生活基礎調査、厚生労働省から出ているこのデータの中にあっただんですが、世帯主の年齢別に見た1世帯当たりの平均貯蓄額と平均借入金額というグラフが出ていました。これを見ると、65歳以上の方の平均の貯蓄額が1,276万円と出ています。借入額は123万円と出ています。それに比べ、例えば29歳以下の方の貯金が179万円、10分の1とまではいいないですけど、すごく差があります。30代の方も530万円で、この30代から40代にかけては、マイホームの購入とかがあっ

て借入額が2,000万円以上になっています。50代になると、貯蓄の平均が1,075万円。それでも、60歳以上の方よりも低い状況です。60歳から69歳、ここが多分年齢別で一番貯蓄が高い年代で1,461万円と出ています。70歳の方は1,233万円、これは平均の貯蓄ですので、いろんな所得の方もいらっしゃるけれども、この表から見ると、やっぱり若い方の貯蓄が少なく、若い方の子育て中の方の借入額が多いということは、所得は多いかもしれませんが、生活が苦しいと読み取れると思います。

そして、これは令和2年度版の高齢社会白書にあるんですけど、ここの中で調査をした中で、内閣府が60歳以上の者を対象に行った調査では、経済的な暮らし向きについて心配ない、家計にゆとりがあり全く心配なく暮らしているという方と、家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしているという方の合計が、全体の74.1%となっていると出ています。また、年齢別に見ると、60歳から64歳と80歳以上において、心配ないと回答した割合が高く、特に80歳以上では77.2%の方が心配ないと答えているというデータが出ていたんですけど、これについては、高齢者であっても高齢者じゃなくても、生活が厳しい方もいらっしゃるれば病気がちの方もいらっしゃるし、所得の高い方もいらっしゃるんで、いろんな方がいらっしゃるんですけど、データから見ると、60歳以上の方の考え方としたり、そういう心配ないと思っていられる方が多いのかなどこの白書からは読み取れたんですけど、それについて中川議員はどのようにお考えですか。

○柴田圭子委員長 中川議員。

○中川勝敏紹介議員 先ほどの前段のほうで、若い人の貯蓄率が低くて、65歳以上のほうは1,200万から1,600万ぐらいまでであるという、これは当然のことだと思うんです。退職金を入れているんですから、ここで。それと、若い人は、子育て時代に金がかかる。子どもの教育だとか。だから、その貯蓄額のあれで言えば、ここから出てきたんじゃないですか、先ほどの定年退職後に2,000万ないと老後は安心して過ごせませんよというキャッチフレーズは、国民的なキャッチフレーズが出てきたのはそういうことだと思いますので、ここで言われているこのデータの信憑性ということ言えば、ここに書いてありますように、私どもは、これは3ページのグラフで、年収に占める患者費用負担の比率という表で出しておりますのは、日本医師会が2020年に出したデータに基づいて作成したということですので、それぞれのデータの出し方やアンケート調査等で幾つかの微妙な差は出てくるのかと思っております。

逆に、先ほど斉藤委員から出された質問の出典だとか数字をちょっと見させてもらって、その辺で信憑性については語り合いたいと思います。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 どこまで信憑性があるのかというのは、信じる、信じないかということにつながってくると思うんですけど、この国民生活基礎調査というのは、北海道から全国、九州までの調査対象世帯数というのがありまして、総数だと30万1,334と出ています。回収率が72.5%で、21万8,332の回収ができたインターネット上には出ておりました。それが先ほど言った資料になります。

取りあえず質問は、ひとまず。

○柴田圭子委員長 ほかに。

徳本委員。

○徳本光香委員 データとか数字の話というよりは、大きな法案への考え方というようなこともお聞きしたいと思っていて、今回の法案というのは、厚生労働省発ということで政府が出したものですけど、与党の中からも、この法案には難色を示すという意見もあったということですか、その背景とか理由について御存じでしたら、参考人にお聞きします。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 ここの200万円以上の2割負担ということですが、これは12月から1月になって与党内部でも、自民党内部でも、それはちょっとひどいんじゃないかという意見、それから最終的には与党の公明党と菅首相の間で5つの案について検討された。公明党は240万円以上の年収と、割とゆるやかな。そうすると、人数は200万人以上、全体の13%という、ここの部分で上げてもいいんじゃないかと。240万です。

最初、菅首相は155万で出してきたんです。その次は170万円以上とせり上がって行って、そして公明党が240万から220万に下がってきている。その中間で200万以上というのが決まったわけです。

こういう与党内のせめぎ合いの中から、公明党の頑張りもありまして、菅首相が出してきた額よりは多少いい案になってきた。200万というのは、そういう数であります。

この全体の問題を言いますと、先ほどの議論からも、高齢者が結構お金持ちなんじゃないかという、平均でいうと貯蓄額が多い。しかし、それは、うんと金持ちのところと平均しているわけで、そうなるのかもしれませんが、2,000万円必要というときに、あんなにみんなパニックになったというのは、うちにはそんなにないよ、どこに聞いても2,000万円以上で悠々としているという私のお友達はいません。なかなかいません。たまにいるかなというぐらいです。

実は、所得区分の割合を、今3割負担が少々、1割負担がいて、そのほかの真ん中のところに2割をつくらうとしている。この3割というところを見ますと、3割負担の方は所得が810万円以上。だから、1億だろうが10億だろうが、みんな3割負担なんです。それ以外は、事細かに決まっています。現役世代で、次は所得区分が370万から810万の部分、それから160万から370万の部分、それから80から160万の部分と、低所得に行けば行くほど事細かに決まっています。低所得層というのは、もっと非課税層という、非課税層の部分は80万円以下ということで、これも市内にしてみますと4分の1ぐらいいるんです、高齢者層で。そういう実態なわけで、先ほどの話からすれば、大枠で細かく決まっているけれども、高所得者はばすんと810万以上は青天井ですよね。確かに高齢者で会社の経営をやっていた、それから財産をなした、そういう方もたくさんいらっしゃるでしょう。その人たちもみんなひとくくりで810万円以上のくくりになっているんです。こころ辺にも不公平な今の所得割とというのがあろうと思うのですが、今そこでいろんなせめぎ合いの結果、200万円以上となったこの額が

妥当であるとは私たちは思えないので、今、こうやって、今までのとおり1割負担で、高齢者もそんなにたくさん持っている層ではないんです、200万円といたら。月に十五、六万円ですから。十五、六万円で生活するというのは、どれだけ大変なことかお分かりいただけると思うんです。特に高齢者の単身者、それから高齢者の単身女性、これが一番大変な層です。そんなことで、2割負担を200万円以上とするのは大変問題があると思っています。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 あともう1点。今コロナ禍で、病院が怖いという人いるし、感染をおそれてということもあって通院を控えるという状況が起こっています。私も、平均で話してはいけないと思うんです。今、すごく格差があって、コロナ禍に乗じてすごく資産を増やしたという人もいるし、自殺してしまうほどの人もいますので、若い人、高齢者といっても、平均でどうという話はしてはいけないと思っていますんですけど、そういう中で通院を控えているという方がいると思うんです。今回2割にすることというのが、それで自己負担を増やすという意味で、国は負担を減らせていいんだというのが厚労省の考え方だと思いますけれども、結果的にそれが医療費の抑制につながるのかどうかということ、長い目で見る必要があると思うんです。それについては、どう考えるか。今回の政策は医療費削減にはつながるのかどうか、参考人にお聞きします。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 つながると思います。先ほど、どれぐらい医療費が上がったのか、ちょっと心臓の検査をしたら物すごく上がったというような、やっぱり1割から2割になることによつての医療費負担というのは物すごく大きいと思います。

それで、医療費がやっぱり、年金の中から介護保険料とか国民健康保険料とか所得税とか、そこを引かれて最後に残ったお金で生活をしていく中で、やっぱり1か月に例えば検査が5,000円だったのが1万円ぐらい毎月かかるとなると、それだけの生活を圧迫していくことになるので、そういう人たちが、どうしても自分が食べていくものなのか、食料なのか医療なのかという選択に迫られるみたいな、ちょっと話は脱線するんですけど、このコロナ禍で、やっぱり女性が、食べていくのか生理用品を買うのかというのですごく悩んでいるみたいなのが言われてニュースになったことがあったんですけど、自分の最低限必要な生きていくための、そういうものが抑えなければいけないというような状況が生まれますと、やっぱりちょっとぐらいの風邪で我慢しようと思ったらあっという間に肺炎になっちゃって入院になっちゃってということで、自分はしようがないから救急車を呼んで入院するじゃないですか。そうすると、2割は自己負担も大きいんですけど、それ以上に医療費の負担というのはもっと多くなるわけです。だから、個人だけが、個人も大変なんですけど、受診抑制されることによつてますます高度な医療が必要になって、重症化でそういう高度医療が必要になってくる、高いお薬が必要になってくるという、そういうことでもっと圧迫するので、やっぱり早い段階で予防をやつて早期発見、早期治療ということで医療費を抑制していくような方向で、私たちは考えなきゃいけな

いと思っています。

○柴田圭子委員長 ほかに質問ありますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 執行部のほうに伺います。これはあえて伺うというところなんですけれども、今、現役世代の負担ということで問題になっていると思うんですけれども、現役世代は医療保険は国保だと思えます。国保で分かりやすくするために、単身で、年収は200万から383万、それぐらいの人の窓口負担は何割になるかお答えください。

○柴田圭子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 確認させていただいてよろしいでしょうか。

○古澤由紀子委員 はい。

○榎谷君子保険年金課長 現役世代の方というお話なんです、国保に入っている方の負担、窓口で医療費の負担は幾らですか。〔「そうです。何割かということです」と言う者あり〕70歳未満の方は3割です。〔「そうですね」と言う者あり〕よろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 3割、私が申し上げてもよかったんですけれども、答えていただきたくてお聞きしました。3割ですよ。

もう1点、参考人でも紹介人、どちらでもいいんですけれども、国のサービスは必ずその財源というものがあろうと思うんです。それがなくしてはサービスというのは理念だけではできないと思うんですけど、ここで兵器爆買など軍事費の無駄を省くこと、大企業や富裕層への税強化も確保すべきですと書かれているんですけれども、非常に漠然としていて、これも非常に深い話になってくるんですけれども、今、参考人でも紹介議員でもいいんですけれども、どういう事実をどう受け取ってこういう文章になさったのか、参考までにお聞かせください。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 先ほどもありましたけれど、和田議員のほうから防衛費が5.2%とか、それから公共事業が6.7%、社会保障費が34.9%ということに、だから、社会保障に使われている額が大きいんじゃないかというような質問がありました。そのときに、1983年、昭和58年までの所得税の最高税率は、高額所得者ですよ、75%でした。それが、今、40%に下がっているということです。それから、法人税が43.3%から30%に下げられる。

さらに付け加えると、この20年間、消費税で210兆円が国保に入りました。その20年間で法人3税の税収が180兆円、ほぼ消費税が使われたということが起こっています。これは国がちゃんとデータを出しています。

本当に社会保障というのは、出産から始まって亡くなるまでの、あと失業したとき、雇用の問題から、全て網羅した形で、最低必要なお金だと思うんです。そういうところで公共事業が、さっきも言

いましたけど、港を掘って無駄なコンクリートを使って港をつくって、巨大ないけすだと言われたりとか、橋が架けられたりとか、防波堤がつくられたりとかというところで、やっぱり今コロナ禍で不要不急のことはなるべく使わないように、本当に必要なところに財源を回すべきだというのが、今、コロナになって初めて皆さんから言われるようになったんです。それは別にコロナじゃなくても、本当に必要なところにお金をかけていく、それが税金の使い方だと思うんです。

だから、戦闘機1機買うと幾らでしたっけ、私も数は分からないけど、詳しいのはこっち、ごめんなさい、中川さんに戦闘機の話はしてもらいますが。

○柴田圭子委員長 1つ完結していただきたいんですけど。

○根本敦子参考人 そうですか。そういうことで、戦闘機が105機のうち10機抑えるだけで1,200億円相当が減るわけなんです。今、戦闘機なのか医療とか国民の生活なのか、それも全世代の社会保障なのか、どっちが大事なんだというところでは、無理に今買わなくてもいいでしょう、今じゃないでしょうというのが私たちの主張です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか、中川さん、いいですか。中川参考人。

○中川滋子参考人 今のF35戦闘機、これを105機買うという予算になっています。何年もかけて買うわけですか。これを10機購入控えるだけで、1機が120億ですから、1,200億円に相当する。今回の公費削減の980億円なんていうのは簡単に超えるわけです。さらに2機減らせば後期高齢者の負担軽減が全部できると。さらに8機減らせば現役世代の負担軽減に相当するということで、合計105機のうち20機減らせば、これが全ての根源の財政、財源負担になるということです。5機なくてもいいじゃないか、20機減らして何のことがあるという考え方ができるのではないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 参考人の立場からのお考えということでは分かりました。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 参考資料を見させていただいたんですけど、資料2、後期高齢者医療制度に関する要望書、こちらは皆様のお考えの基となる要望書でしょうか。

○柴田圭子委員長 どちらに聞きますか。

○岡田 繁委員 参考人に。こちらを基に、皆様は今回の。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 これも1つの参考資料として、私たちだけじゃなくて、こういう後期高齢者広域連合の、資料じゃない、医師会も反対していますということです。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 こちらの資料の8を見ると、窓口負担の在り方について、これをよく読んでみると、どこにも1割負担にしてくださいというような文言は出てないんですけど、こちらの請願文書表に

は件名として原則1割負担の継続を求めるということになってはいますが、この辺の関係性というのはどうなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 この8は、窓口負担の在り方について書いてあるわけです。8の①で、後期高齢者の窓口負担については、勤労世代の後期高齢者への負担状況に配慮し、だから、現役世代が高齢者に出す分について配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、先ほど言った受診抑制が起こらないよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況を考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねることと、とても慎重な態度を広域連合が取っている。広域連合というのは、私たち、なかなか白井の市役所に、高齢者何とかに聞いても、それは広域連合が決めることですからといって、千葉県一帯でこれを、千葉広域連合というところで資料を出し、その中に、たくさんある中で白井市がようやく出てくるという関係で、全体を運営しているのは広域連合なんです。その広域連合が各県にあって、これは全国広域連合ですから、そういう全国の運営を後期高齢者医療制度を運営している全体がこのような意見を出すということは、これは大変なことだろうと思うんです。

以上です。

○柴田圭子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 分かりました、ありがとうございます。こちらの広域連合が1割に維持しろということは、こちらには書かれていないということで、しかしながら、皆様のお考えはあくまでも1割厳守ですよという、そういうことですね。

私にも年老いた両親がいます。実際、今朝もこの問題でちょっと話を聞いたところ、上げるなんてとんでもないとやっぱり言うていました。しかしながら、私には3人の子どもがいます。子どもたちの将来を考えたところ、今のままだと、やはり少子高齢化が続き、子どもたちが支える医療費というのは、とてつもなく大きくなる。我々世代だって年金がいつもらえるかどうかと言われているような状況なので、これはやっぱり致し方ないのかなと私自身は考えているんですけど、皆さんは将来の子どもたちのことについてどう思われますか。

○柴田圭子委員長 どちらに伺いますか。

○岡田 繁委員 参考人に。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 将来、子どもたちが安心して医療が受けられるような制度を私たちが守っていくというのは、私たちの務めだと思っています。ですから、今負担が若い人について、その人たちがツケが回るとおっしゃっていましたが、先ほど言った財源は確保できます。私たちはそう考えています。ですから、子どもに負担をさせるというんじゃなくて、むしろその子どもたちの未来のために、こういう制度はきちっと残すべきだと思っています。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 3つありますので、まず1つ目でございますが、何かの無駄を削ってという、そういうところと、収入をこれから取れるところをちゃんと取っていかないといけないという、そういう観点の中でございましたら、先ほど参考人も述べられました法人税の問題に関して、これは御存じのように、決して日本で法人税が30%下げたのは自国だけの問題じゃなくて、例えば香港ですと25%だとか、シンガポールだったらもっと下げたという、法人税の値下げ競争みたいなものが起きておりました。これに関して、自国だけでということであれば完全に電子決済できる企業は、どんどんと海外に行くと税収が下がってしまうんじゃないかといったところで苦肉の策であったという。これは政党を超えた上で、なかなか経済学者も含めて頭を悩ませている問題だと思います。

その中で、これをどうするかというのは皆で考えていかないといけない部分だと思いますし、何が申したいかということ、ちょっと質問から言いましたら、この日経新聞の、先ほどから委員からの質問ともかぶると思うんですが、2月5日の新聞なんですが、現役世代保険料軽減僅か、高齢者医療負担2割負担というタイトルで、最後の締めめの3行がございます。今回の改革が実現しても25年度の拠出金は800円軽減させる程度にすぎず、現役世代の負担が重い状況は変わらない。公的医療の持続性を高めるためにも、高齢者のさらなる負担増や軽症向け医薬品の保険範囲を狭めたりするといった改革は今後も必要になる。この文章からいうと、結局は、現役世代の負担が増えてもサービスは低下せざるを得ないと書いておりました。

その中で、再度お聞きしたいのが、いろいろと削ったという中で、最後の負担が、今の世代じゃなくて私たちもう3割負担で、年金に関しても、国民年金基金、私はもちろん議員年金ないものから入っておりますが、2000年までは年利が5%ありました。それが今1.5%ということで、同じ掛金を払っても実は、5%ありましたら大体13年で2倍になる計算が、1.5倍ですので、年利でいいましたら、もうかなり差が、30年の掛金でいっていたら、その差が大きくなっているという中で、今もらっている年金世代に比べては、同じ額を払ってもまずもらえないという現実が数値でございます。その中で、今、医療費を、我々として負担を、これからさらに増えてもサービスが同じように今の高齢者と受けられるかといった問題は、この日経新聞から見てもかなり難しいんじゃないかと思うんですが、そこでまたあえて聞きたいのが、では、それでも、現役世代と、サービスを維持できるといったことの思いに近いところがあるかもしれませんが、ここをまたもう一度お聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 どちらに。

○和田健一郎委員 参考人。請願議員でも構いません。

○柴田圭子委員長 請願議員でも参考人でもよろしいそうですが。

○根本敦子参考人 最後の質問、もう一回いいですか。

○和田健一郎委員 細かい部分じゃなくて、大きな意味で、この高齢者の窓口負担を維持したいというお気持ちは分かるのですが、そういった現役世代の負担を上げて維持ができないということで日経新聞でも書いておまして、だから、それでもう一度聞きたいのは、現役世代の負担を減らさずに、

高齢者のサービスを維持できるといったことができるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 先ほどから言っているんですけど、所得の再分配、どれだけ、どのように、どこに何を分配するのかという考え方を変えれば、全然問題ないと思います。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 私も、先ほど言いましたように、上限を上げる、現役並みの上限が先ほど810万円以上とぐっとなっている。ここを810万円以上、あるいは1,000万円以上、あるいは2,000万円以上をつくっていくということです。下を細分化するのではなくて上を細分化すればいいのではないかと、そういうことも必要なのではないかと思います。

それから、税金の使われ方を、大本を、国の予算配分を変えていく、そういうことが、今後の負担割合、今の医療サービスを続けるということになるのではないかと思うんです。確かに少子高齢化で、子ども、現役世代が少なくなってくるという問題があります。そこをどうするかを考えるのが、国の政治の問題ではないでしょうか。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 3つ質問があるという中で、収入源の部分でお考え方としてお聞きしたいというのが、なかなか高所得、先ほど言いました富裕層、1億円以上ということでありましたら、なかなか税を上げたとしても、これは合法的な中で、いわゆる租税回避、タックスヘイブンといった形の問題として、制度を変えても取るに取れないというような現状もございます。

さらに、私としてちょっと申し上げたいのは、お気持ち的にはなかなかお分かりするんですが、現実的には先ほど聞いた意見はちょっと難しいんじゃないかと思っていることでございます。

理由としましては、揚げ足を取るような話ではないのですが、先ほどの戦闘機1機をといった購入費でありましたら、先ほどの額、800億ぐらいの額が出ると言ったんですが、それは単年度のことでございまして、決して全体額として、いろいろとある中で言いましたら、この費用比率というのは癒しきれるような額ではないんじゃないかという感想がございました。

さらに、ちょっとこれは陳情からあれですが、国防費の部分が書いてあったのですが、これはもちろん中国を含めての。

○柴田圭子委員長 質問を。

○和田健一郎委員 これはちょっと後で、そういうところで、現実的に難しいんじゃないかというのが質問で、その中の として上げているのが、近隣諸国で防衛費が、この10年で3倍以上に増えている国があった中では、これは引きずられてしまっているという悲しい現実があると思います。現に、飛行機に関しましては、スクランブルをかけることの9割以上がかの国であるという統計が出ていて、さらには話し合いだけでは、私が知っている中でも、私もかの国の弾圧の当事者にもなっているところでありましたら、話し合いでは決して解決していなかった部分、意見や声を上げるだけでも、もうそれ

だけで逮捕されてしまったという現実もございました。

そういう中で、先ほどの根拠といった部分で、ちょっと現実的に私は難しいんじゃないかと思っていたところがあったんですが、あえてまた、それでも我々世代でもこの福祉が負担を増やさずに維持できるかどうかといったところは、これは確信をもって言っている部分かどうかをお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 それはどちらに。

○和田健一郎委員 参考人。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 確信をもって言っているかという部分については、実はそんなに確信は、今の政治状況の中ではありません。数で押し切るという国会の在り方ですから、これが提案されれば、後期高齢者を含む全世代型の社会保障制度、私、厚労省のをとったらこんなにいっぱいあるんです。39法案、これを一遍に何日か、2日ぐらいで議論して通してしまうというのが今の国の通し方ですから、これに本当に高齢者の2割負担というのを紛れ込まされる余地が十分にある。そして、一定に、先ほど和田議員がおっしゃったように、これからの若い人が大変なんだからという、この考え方は、これは政府がつくり出した考え方です。若い者と高齢者を分断していくという、これからの若い人が大変なんだから高齢者にもっと責任を持ってよねという考え、思想です。

言っでは悪いですけど、私も若い時代にたくさんの金額をかけてきました。何でこんなにたくさん取られるんだろう、月に9万円ぐらい取られていました。それらを積み上げてきて今の制度が維持されている。だから、今、増やすのはとんでもないというつもりは全然ありません。私も若い頃には掛けてきた。そして、今の若い方も、月に30円増えるだけ。これを若い方に肩代わりさせるという今の論理、高齢者のために若者の、現役世代の医療費が増えるんだ。実は月に30円、1日1円に過ぎない。増えるのは公費負担が減るといふ、うんと減るといふ、このことを現実を見て考えを変えなければならぬのではないかと、私はいろんな人に訴えたいと思うんです。若者が大変だから高齢者にという、その論理は、政府がつくり出した論理です。それにみんな侵されているというのが今の日本の状況で、そしてそういう世論でだつとこの法案を通してしまおうという、今の緊急な事態です。

○柴田圭子委員長 和田委員。質問をお願いします。

○和田健一郎委員 ですよ。これから討論になっちゃうとあれだったので。

政府が出したのは分断といった言葉もございましたが、もちろん世代間で思うところは違って行く中で、ただ私としては、先ほど日経新聞の記事の最後の3行を言われた中ですけど、ただ現実的な話で、この負担が、現役世代としては、21年度の予算では1人当たり6万4,000円だったものが、25年度には8万円、その中で800円ほどが減るといふ形で、今回、年収を200万になったといふのは妥協した上での案ということだったんですが、この案でも、なかなか今後持続が難しいんじゃないかという意見が、これは新聞の記事でも書いておりましたし、私もそれに近いんじゃないかと思っております。

て、やはりお気持ち的なところで、またもう一度聞きたいところがございますが、若い世代というより現役世代が、今後、8万円に、政府の費用もちろん、負担軽減ではなく額としては増えているといったところの論点をもう一度お聞きしたいと思ひまして、決して政府の全体額が減っているわけではない、増えているというのが前提での議論だと思いますので、政府額が増えて、かつ現役世代の額がこれから増えていき、25年ではなく、2030年には、数字では書いてないんですけど、相当増えていくというようなことが考えられると思ひます。

その中でもう一度お聞きしますが、負担額が、これをもっと増やすべきだという考えかどうかをお聞きしたいと思ひます。〔「何の負担」と言う者あり〕政府負担です。現状でも政府負担は増えているんですけども、それでももっと増やすべきだというお考えかどうかを。

○柴田圭子委員長 これはどちらに聞きますか。参考人ですか。

○和田健一郎委員 参考人。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 先ほども言いましたけれど、政府は、1984年の水準で医療費は45%にあったんです。それが今38%に下がっている。金額じゃなくて、パーセントです。割合が、国はだんだん減らしてきているということ、まず分かっていただきたい。それを元に戻すだけでいいじゃないですかというのが私たちの意見です。

以上です。

○柴田圭子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 そうすると、パーセントを元に戻すと額は大きく増えていくという。1984年代の平均寿命がたしか男性が七十七、八で女性が80になった頃だと思ひんですが、さらにそれから、健康長寿だけではなくて高齢が進んで、昔は70過ぎたというだけでもまれに生きているということと言われていた中でありましたから、その前提がちょっと違うんじゃないかとちょっと思ひたところで、それで、くどいようですが、やはり45%に戻すということは、現役世代も含めて、額をかなり上げなければいけないと思ひのですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 どちらに。参考人ですか。

○和田健一郎委員 参考人、はい。

○柴田圭子委員長 根本参考人。

○根本敦子参考人 所得に応じて、今、税金が負担しているわけです。その中での収入に対しての割合を国が増やせばいいというだけのことで、今いる現役世代の、私はもちろん高齢者は所得税を払っていますので、そういう負担は増やさなくてもいいよ。あと、さっきも言ひたけど、富裕層の税率がどんどん減ってきている。それを戻してほしい。法人税も戻してほしいという、まだあるでしょう、財源。もっとみんなに分配すればいいでしょうということなんです。

高齢者は平均的に、確かに平均値で出すと一番貯蓄率が多いようですけれども、平均ですから、ゼ

口の人から億の人までの平均ですから、貯蓄持っているお年寄りはいないと思います。平均1,200万円ぬんとおっしゃっていましたが、ほとんどの人は貯蓄はないと思います。それこそ億とか持っている人たちの分を平均したのがその額だと私は思っていますので、私たちの僅かな年金の所得税を払うというか、それを負担が増えるとか、若い世代の、今、非正規の方で年収200万ぐらいしかないような人たちから取るとか、そんなことをしなくても、今ある税金の中の分配率を変えるだけで変わるでしょうと思っています。

○柴田圭子委員長 ほかの質疑。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 今のお答えの中で、ちょっと先ほど私が申し上げました令和2年度版の高齢社会白書の中に貯蓄の中央値というのが書いておりますので、参考にお伝えしたいと思います。中央値とは、貯蓄残高がゼロ円の世帯を除いた世帯を、貯蓄現在高の低いほうから順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいうということで、先ほどおっしゃっていた、すごい高い所得の方がいるので押し上げられているというお話だったんですけど、この白書によると、60歳以上の中央値を並べた中間の貯蓄現在高が1,515万円と出ていました。

それで質問なんですけど、まだちょっと角度の違う質問なんですけど、今回のそもそもの請願の趣旨については、所得の200万円以上の高齢者の方が1割から2割になるので、生活が苦しくなるので、それを1割のままにしてほしいという御意見なのか、そもそも今の国の政治の在り方が違うので、それをどうにかしてほしいと、何かすごく幅の広い議論になっていると思うんですけど、どちらが本当のお気持ちなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 どちらに聞きますか。

○齊藤智子委員 紹介議員に。

○柴田圭子委員長 中川議員。

○中川勝敏紹介議員 この問題は、今齊藤委員がお話になったように、日本の政治の在り方の根本が問われているという問題意識で発しております。

要するに、貧富の差がこれだけ出てきていると。所得の差もこれだけ出てきている。そういう中で社会保障を、従来型を将来にわたって維持できるようにどうしていこうかという問題提起だと思うんです。

大きな問題としては、富の再分配を政府としてどうするんだと。これは政治の役割なんです。高い収入所得のある人から低い人たちに対して、政治の力で分配を変えていく、今までの社会保障の在り方と。そういう大きな問題を見据えながらも、そして2番目に、その議論は相当時間もかかるし、政策的な判断を政治家がやらなきゃいけない。これは政治家がやることなんです。それは、国民に問うべきなんです。根本的な日本政府の転換に関わりますから。その点で、当面要求するのは今の1割、3割、これを維持しながら、2割の新たな導入はしばらく立ち止まってストップしろという提案で、

具体的には、今1割の人の中から2割の新たな層をつくるのはやめろという提案なんです。

だから、背景には、我々政治家が全てこれに対する答えを出していかなきゃいけない。それを32幾つの社会保障関連の一括法案で今回の通常国会で決めてしまうという、実に乱暴なやり方が今出ている。国民的議論もなければ政治家も発言できない。私は、請願の紹介議員としては、そう捉えております。皆さんもそう思う立場で考えていただけるということで、なお、ちなみに、千葉県の地方議会で、この1割負担の継続と、2割の新設はやめろと言っている市議会は、まだ通常議会が終わっていませんので、白井もまだ終わっていない中で1つだけありました。東金市が、教育福祉常任委員会で、これの1割負担の継続、2割の負担化はやめろという常任委員会多数で可決いたしました。これから本会議にかかるという、そういう自治体が1つあります。それだけ追加です。

**○柴田圭子委員長** お昼になったんですが、まだ質疑ある方はありますよね。

どうでしょうか。午後にかかってしまう。〔「午後もあるからやっちゃいません」と言う者あり〕引き続きやっちゃって構いませんか。1時間たってしまったので、ここで休憩します。再開は12時5分。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時05分

**○柴田圭子委員長** 会議を再開します。

では、質疑ある方。

広沢副委員長。

**○広沢修司副委員長** 大分前ですけれども、委員の質問の中で、参考人の方の説明で、財源についてというような観点から回答があった件で、全世代型社会保障の在り方ということを考えてときに、後期高齢者の窓口負担の割合の問題が出てきて、この社会保障の在り方として、今一番の重要な課題が若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことということで、窓口負担の検討が始まって、昨年12月に閣議決定されたということになっているんですけども、回答の中で、取りあえず2割負担をやめることで、政府に予算編成の考え方のきっかけとなれば良いというような御回答をいただいていたと思うんですが、取りあえず2割負担をとめる、だけでも財源がなければ制度を変えることはできませんよね。予算編成を考えるきっかけになれば良いというところ、その間はどのようにするのかというようなことをちょっと伺いたいんですが。

この請願で、取りあえず2割負担をやめることを求めますと。それが、政府の予算編成を考えるきっかけになれば良いというような御回答について、もう少し具体的に教えていただければと思います。

**○柴田圭子委員長** どちらに。参考人ですか、紹介議員。

**○広沢修司副委員長** せっかくなので、参考人にお伺いできれば。

○柴田圭子委員長 参考人、どちらか御回答をお願いします。

中川参考人。

○中川滋子参考人 その間はどうするのか。この2割負担ということになって、その間ということですね。

○柴田圭子委員長 2割負担をやめてという意味です。2割負担を阻止すると、財源が不足するだろうと。その間の予算編成のきっかけになればというけれども、やめた間は、政府としては2割負担を見込んだ予算編成をするだろうと。けど、ここで取りあえずやめた場合の差額の財源をどうするのかという質問かと思います。

○広沢修司副委員長 仮に提出した場合について。ちょっと意地悪な質問になるかと思うんですけども。

○柴田圭子委員長 中川参考人。

○中川滋子参考人 私は国家財産を預かっていませんので、そこら辺のことをどうするのかと言われても、なかなか言うことができないかと思いますが、今までのやり方でいけば、それでいいのではないかと。2割負担にならなくても、大して変わらないんじゃないかと。1,880億円ですよ。それを財政の組換えでできるのではないかと、プロの政治家ならと思うわけです。具体的にどうするかということは、私には分かりません。

○柴田圭子委員長 ほかに質問、いいですか。

広沢副委員長。

○広沢修司副委員長 この最重要課題として若い世代の保険料の負担の上昇ということで、今後の見込みが、2022年度で約7.1兆円、1人当たり6.7万円の後期高齢者への支援金ということで出ていますけれども、これが3年後には約1兆円増えて1人当たり8万円ということで、物すごい勢いで、今、団塊の世代の人口が、22年以降、後期高齢者になるということで、物すごい増えるということで、それに合わせて、負担を私たちではしきれないだろうということで、先を見て、こういう段階を分けていこうという。現時点だけでなく、この先を考えての方針だということだと思うんですけど、この先の支えきれぬかどうかというところが大きい問題だと思うんです。

その辺について、若者の、高齢世代が大変だというのもすごくよく分かるんですが、それを支えきれなくなっている若者世代の現状ということについて、上げないようにするために段階を分けてちょっと負担していこうという考え方について、もうそれが違うんじゃないかということなんですか。

○柴田圭子委員長 参考人でよろしいですか。

根本参考人。

○根本敦子参考人 3枚目の資料の表2、政府が高齢者に2割負担を課したとしても、現役世代が月に30円しか給付の軽減がなく、こういうものなんですよ、2割負担したとしても。ここの政府は

1,880億円の中の980億円が、公費が節約できちゃうわけなんです。これをやめれば、別にいいんじゃないですか。大した、若い世代の負担が軽くなるわけでもないことをやって、それで自分たちの公費負担を軽くする、さらに社会保障費を削る、それが全世代型の。赤ちゃんから、出産から、就労から、そういう人たちの分を減らすということが本当にいいのかと私は思います。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。どちらに質問をしたいのかを言ってから発言してください。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 0時15分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 75歳以上の医療費窓口負担について、原則1割負担の軽減を求める請願については、不採択すべきものとして討論いたします。

75歳以上の後期高齢者が医療機関の窓口で支払う自己負担額を単身で年収200万円以上の場合、現行1割負担から2割負担に引き上げることが昨年末閣議決定され、今国会に関連法案が提出されました。

団塊の世代が2022年以降後期高齢者になるため、現役世代の負担を軽減する観点から、負担能力のある高齢者の自己負担を引き上げる必要があると判断されたことはやむを得ないことだと考えます。

先ほど来、審議の中で、公費負担を増やせばいいというお話もありましたが、後期高齢者医療広域連合、千葉県の広域連合の令和2年度、令和3年度の当初予算、給付費に関わる当初予算を見ますと、令和2年が6,442億、令和3年が6,781億と伺っています。増えている予算が1年間で399億7,000円も増えています。白井市でも、平成31年度の決算によれば、後期高齢者医療に関わる額が5億9,900万円かかっています。これが、先ほどの県の広域連合がこれだけ増えると、またさらに市の負担も増えるものではないかと考えます。

年金生活のみで暮らしている高齢者は全体の約半数を占めるものの、高齢者イコール経済的に厳しいとは言い切れないと思います。総務省による平成30年度家計調査によれば、世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.5倍となっています。また、同調査で、60歳以上の男女に現在

の経済的な暮らし向きについて聞いたところ、「家計にゆとりがあり全く心配なく暮らしている」が20.1%、「家計にあまりゆとりがないが、それほど心配なく暮らしている」が54.0%となっており、合わせると約4分の3、74.1%が心配なく暮らしていると答えています。

なお、平成28年高齢者経済生活環境に関する調査、内閣府が実施していますが、その結果では、心配なく暮らしているとする割合が64.6%となっており、今回の平成30年度の家計調査のほうが心配なく暮らしている割合が高くなっています。一方で、今回の制度改正では、年金収入が200万円未満の方はこれまでどおり1割負担であり、また、急激な変動を抑えるために、経過措置として施行後3年間負担増を最大でも3,000円に収まるようにしています。また、実施時期も2022年10月以降とすることが閣議決定しています。さらに、高額医療費の制度もあり、高齢者の負担を和らげ、負担を軽減する措置は取られているものと考えます。

これからますます加速度を増すであろう日本の少子高齢化に対応していくため、全ての世代が安心して生活していくための負担の見直しが必要であるとの立場から、不採択とすべきと考えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この請願に賛成の討論をいたします。

大きく4つの理由があります。

まずは、国の責任という背景についてです。この間、長い間、自民党政権の下で、日本では医者が減らされ、看護師も少なく、病院も減らされ、保健所も減らされという状況がつけられてきています。OECD経済開発協力機構のデータのある29か国のうち、医者の数は日本は26位、そして保健所も半減させられていて、看護師も欧米諸国の2分の1から5分の1という状況で、まずこういった結果的に十分な医療を受けられず医療費が増大するという土台をつくってきたのは今の政府である。そして、公の責任をきちんと果たしていないというバックボーンがあると思います。そうであるのに、今回、公費を980億円減らしておきながら、一部の苦しいという方も含まれる後期高齢者の方たちに対して、窓口負担を2倍にするというのは、考え方も財源の振り分け方も違うのではないかというのが1つ目の採択理由です。

2つ目は、先ほども出ましたが、若者対高齢者という分断の論理には乗ってはいけなくて、若者の負担が減れば、高齢者がその分負担をすれば、今回の日本の医療の問題が解決するかということ、そうでは全くないということです。何度もお話に出ていますように、今回2割負担になったとしても、若い方は1日1円浮くだけですよね。今回、30本以上の法案が1度に議論されるわけですけど、その枕言葉で言うと最初のところでも、現役世代には給付が少なく、給付は高齢者中心で負担は現役世代中心という、まさに分断の論理が書いてあるんですけども、若者への負担軽減や社会保障というのは、それこそ国が別立てで行うべきもので、このように高齢者が負担すれば若い人の負担が減るん

だというようなまやかしの論理に乗ってはいけないというのが2つ目の理由です。

3つ目は、何度も出ている財源の問題です。財源はあるところにあるというのが論理の中でもはつきりしました。法人税が減らされていたり、公の負担も減らされていたり、消費税上がった分は社会保障に全額使うと言いながら使われていません。これを充てればいいという考えはもっともだと思いますし、今回の負担増は若者の負担減にもならないというのも事実です。

4つ目の理由は、何よりも大事なことです、当事者の方が苦しいからやめてくれという声を上げている。そして現役世代も、今後高齢になったとき心配だということで声を上げている。また専門家の間でも、日本医師会の会長が、こういった論議をすること自体論外であるという声明を発表していて、何よりも、後期高齢者医療を運用している協議会が、資料にもありましたように、高齢者だけが負担増とならないようという要望も出しています。そして、今回のことは、若い人の未来の姿を決める問題だと思うんです。今、若い人は負担が大きい、それはそうだと思いますが、それで税金払い続けても、高齢になっても負担が今後増やされる、そういう方針でいいんでしょうか。働けるまで働いて、死ぬまで払って、受け取れるサービスは国が削ってきた。そういう方針自体、間違っていると思います。今2割負担にするということは間違いですし、先ほどから平均の話がよく出ていますが、小さな声を聞く力ということを訴えている政党もありますよね。70%以上の人が安心だったら、残り30%近くの高齢者はどうなるんでしょうか。

1人も取り残さないという社会実現のためには、白井からこの請願を国に届けるべきだと思います。以上です。

○柴田圭子委員長 次に、反対討論の方はございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 今回の請願に関しまして、反対の立場から討論させていただきたいと思います。

まず、白井で議員自ら請願させていただいた中川議員含めて参考人の皆さんと、まず大きな部類で、問題提起としては非常に共有してこれから考えていかなければいけない問題であるということは間違いございません。ただ、その中でございますが、この若い世代と、いわゆる高齢者の分断といった形で私は申し上げるつもりはございません。ただ、一言やっぱり数値的な根拠といったところで疑義がございませぬ。

と申しますのは、政府与野党問わずの話で、今回の妥協案ということで納得されない方は結構いらっしゃることは私も存じております。私も、やはり身内からも含めて、明治生まれの祖父や大正生まれの祖母がいたり、それから戦中時代の父もいたりという中で、医療、福祉に関係をする中にいましたら、年々悪くなっていったということは、非常に数値だけではなくて肌で感じてきていた次第でございませぬ。ただ、その中で、日経新聞で書いてあるとおり、まず2025年には現役世代の負担が8万円となり、では800円といったところでパーセントの数字で言いましたら何%なのかということでしたら、8万円から800円ですから1%くらいだと思います。つまり、この現状を、やはりサービ

スに対する低下という負担増といったところはあるのですが、これでは今の現実的なところで癒しきれような状況ではないことは火を見るより明らかでございます。

さらに、この現状の1割負担や2割負担ということで、私たちの世代が老後となる、特に2030年頃が高齢社会のピークと言われている中でございましたら、財源といった問題としての数値、試算を試してみましても、これは国家財政の組替えというような問題ではなかなかこの割合としては難しいと言わざるを得ない数値であると思います。

その中で、残念ながら、そういう悲しい現実がございまして、今回の請願案には賛成できないといった結論に達しました。

以上です。

**○柴田圭子委員長** 次に、賛成討論の方はございますか。

ほかに討論はございますか。

古澤委員。賛成ですか、反対ですか。

**○古澤由紀子委員** 本請願に反対の討論をいたします。

その理由は3点ございます。

1つは、まず後期高齢者医療制度、これがこのままいけば破綻するだろうということです。

その根拠は、毎年の千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算が1つの例でありますけれども、令和3年度の予算は、令和2年度の予算額から非常に増えておりまして、345億増えております。これが、今後2040年問題ということになって高齢者が増えていきますと、どんどん加速していくと思います。

2つ目は、現役世代の負担軽減をする必要があるということです。先ほど質問で答えていただきましたけれども、今回の改正は、後期高齢者が単身で年収200万から383万の間、その方が窓口の支払いの割合が3割になるということですが、もう既に現役世代は、国民健康保険の対象者ですが、窓口支払いは3割を払っております。そして、後期高齢者医療制度の中で、医療費総額のうちの保険で賄う医療費給付費、これの4割を現役世代が賄っていると。そのようなことを考えると、これから現役世代が少しでも負担を軽くすることは必要であろうと考えています。

3番目に、2割にする代わりに、財源を防衛費の削減や法人税の増額、これに頼るという意見ですが、先ほど参考人のその根拠のお話を伺いましたが、参考人のお立場というのは理解します。そういう意見もあるだろうと思いますけれども、いろいろな昨今の国際情勢を見ておきますと、多分そこは私との考えも違いますし、結構分かれるところだと思いますので、それを代替案として認めるわけにはいかない。

以上、3点の理由から、今回の請願には反対させていただきたいと思います。

**○柴田圭子委員長** ほかに討論はございますか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された請願第1号は、採択すべきものとするに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 分かりました。起立少数です。

したがって、当常任委員会に付託された請願第1号は、不採択とすべきものと決定しました。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時30分から。

休憩 午後 0時33分

再開 午後 1時30分

○石井治夫議会事務局長 本日は大変御苦勞さまでございます。会議に先立ちまして、御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日の教育福祉常任委員会では、議案第14号から議案第18号、議案第21号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第22号から議案第24号及び議案第33号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目の10議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。なお、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(2) 議案第14号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第14号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 議案第14号の第15条第1項第7号、それから8号の改正のところですが、これは基

準の所得金額が200万円から210万円、300万円から320万円に改正されるということなんです、これによって保険料の段階が変わる方というのはどのくらいいるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 この改正につきましては、介護保険法施行規則の改正に合わせ、段階の境目となる合計所得金額の基準について改めるものになります。

来年度、保険料の段階が変わる方がどのくらいかという御質問ですけれども、本年度と同様の所得が発生した場合の仮定となりますけれども、本年度においては、所得が200万以上210万未満の方は220人、それから、300万以上から320万円未満の方は174人となります。また、保険料の段階が一段階下がりますと、それぞれ年額1万1,040円、保険料の負担が減ることになります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 第7期のときの白井市の月額基準額の介護保険料が4,600円ということで、今回もそれと同じ額の4,600円に設定したということで、とても丁寧な説明会していただいたときの情報で、次の第9期のときには、月額が5,000円以上になると予測されるということで、でもその分には値段が上がってしまうのを抑制するために基金を充てるということでしたので、今後も4,600円を維持するという見通しで今回も抑制したのでしょうか。

○柴田圭子委員長 徳本委員、確認ですけど、次の期、第8期においてもこれを維持するという見通しでこの金額にしたのかという意味ですか。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 今後についてになりますけれども、サービス利用料は今後も増加をしていく予定でありまして、第8期の計画の算定と同様に、今後については、5,000円、今4,600円ということで設定をすることになります、今後、9期以降になりますと、予想されるというのは5,000円以上になる予想ということで考えております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 じゃ、1点確認で、介護給付費等準備基金を、次期計画での保険料上昇を抑制するために活用しようと思っているというのがあったんですが、それを入れても5,000円以上になるという見込みということですか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 基金の活用なんですけれども、市では介護保険事業の健全な財政運営を

図るために、1号被保険者の介護保険料の余剰金額、それから介護給付費等の準備基金として積立てを基金としておりますけれども、現在、約8億4,000万円になる見込みになっておりまして、今回は、8期において4億円を繰入れすることになっております。

今後、基金の運用につきましては、次期計画期間に歳入として繰り入れて、保険料上昇抑制に充てることが1つの考えであると示しておりまして、保険料の上昇を抑制するために活用をしていくということで、基金のほうを充てて抑制をしていくということになります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 保険料の上昇が最小限になるように努めていきますということが資料の中に書かれているんですけど、具体的に、どのような対策で保険料の上昇を最小限にするとお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 様々な介護予防ということで、事業の展開をしていくということと、それから、白井市におきまして、白井市一人一人の健康意識の高さ、ウォーキングだったり体操だったり、そういった介護予防への取組、そういったところが市民においては高いと捉えておりまして、そういった予防等の事業を、力を入れてやっていきたいと思っております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 はい、分かりました。お座りください。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第15号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第15号 白井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 こちらの第6条のところですか。主任介護支援専門員というのの確保が著しく困難であるなどのやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる改正案が出ていますが、管理者が主任介護支援員でないという事業所というのは、市内に何事業所あるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 令和2年の10月現在で把握しているものになりますけれども、15事業集中5事業所となります。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○斉藤智子委員 承知しました。

次に、この条例改正の中では、虐待、DVの防止であるとか、感染症災害への対応だとか、様々改正の内容が出ていますが、今回の改正によって事業者がやるべきことというのがかなり増えてきているかと感じます。この事業所の負担というのが大きいのではないかと思うんですが、事業所はそれに対応できるのかというのが心配な部分ではありますが、何かその事業所に対しての支援というのはどのようなことがあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 今回の改正によりまして、事業者の新たに求める主な取組としましては、感染症対策の強化、それから業務継続計画の策定、それとハラスメント対策の強化、それから虐待防止の推進というものがございます。

サービスの質や介護職員の就業環境を向上させるための必要な不可欠な取組と考えておりますけれども、一方で、御質問のとおり、取組に係る事業所の負担というのは大変大きいと思われまます。一部の項目においては経過措置等期間が設けられております。市としては、今後、説明会とか研修会とか、そういったものを開催して、事業所のほうにアドバイス等を丁寧に行うことで改正に対応できるよう支援をしていく予定でおります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 今回の条文の改正は、先ほど課長がおっしゃったように、感染症対策ですとかハラスメント対策など5項目のものが入っております。

今回の3条の2にも、指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必

要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならないと規定されています。

規定は条例でできますけれども、この規定が守られているかどうかということに対する措置はどのようなことが考えられているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 虐待等の確認というか、そういったところにつきましては、定期的な実地指導というのがありますので、そういったところで確認をさせていただくような形になっていきます。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、1つの例として3条の5の虐待と人権の擁護のところを申し上げたんですけども、ほかのものも同じように指導していかれるわけですか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 そのように指導していくということです。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 今のお話はどこが行うのでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 県が指定を行う施設と、それから市が指定を行う施設というのが分かれておりまして、市のほうで行うものというのが居宅介護支援、それから地域密着型のサービス、それから介護予防支援、それと地域密着型の介護予防サービスといった、サービスを行う事業所については市が実施するという形になっております。

○柴田圭子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 市が実施する指導というのは、何かに明記されていますか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 市の条例で定められておりますが、国のマニュアルがありますので、それに従って実施するという形になります。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 感染症対策の強化の部分なんですけど、3年間の経過措置というのがある内容についてです。感染症予防のための対策等を検討する委員会の設置と定期的な開催というのは6か月に1回以上という規定で、そのほか、感染症予防のために研修や訓練を定期的に行うという内容になっていて、とてもいいと思うんですけど、この3年の間1度も行わなくても大丈夫という意味なんですか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 3年間の経過措置という形にはなっておりますけれども、努力規定とい

うこととなります。処分としてはありませんが、こちらのほうとしては、速やかにというか、できる限り早い段階でできるように指導等をしていきたいと考えています。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 これに関連しまして、感染症予防のための定期的な研修と訓練、それから業務継続に向けた取組の強化のところでも定期的な研修と訓練とあるんですが、この定期の基準の期間というのはあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 今段階では、まだ特に示されていないんですけども、今後については、国のほうから通知等あろうかと思います。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 1つ訂正なんですけれども、先ほど、市が監督する、指導する施設というところで、何に基づいてというところが、介護保険法の23条に基づいてということで訂正させていただきます。

○柴田圭子委員長 いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

なければ、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案第15号に反対の討論をいたします。

今回の改正内容、虐待、ハラスメントを防止することや、災害や感染症予防、ICT利用など、ぜひやっていただきたいという内容も含まれているんですが、それに紛れて、介護サービスを向上させるという一方で人員配置の緩和というのが行われていて、その措置の期間も6年間ですとか長くなっています。これが人員配置の緩和というのが、果たしてサービス向上に通じるのだろうかということと、安全性の面なども、主任介護支援専門員でない人が管理者でいいという期間があったりですとか疑問が残りますので、こちらの議案には反対いたします。

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

ほかに討論ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 分かりました。お座りください。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第16号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第16号 白井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

齊藤委員。

○齊藤智子委員 議案第16号の第32条のところに、会議とかでテレビ電話などを使うことが改正の案として上がっているんですが、これまで、そうしたサービスというのはなかったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 テレビ電話等の活用につきましては、コロナ禍において、既に厚生労働省の通知等によって利用を認める方針というのが示されておりました。

今回の条例改正に当たりましては、その運用が、運営基準において改めて明確にしたものということになります。事業所が個別に判断する案件であるために、この各事業所ごとの状況の把握というのとはしていないところでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

では、次に、賛成討論の方はございますか。

討論はありませんか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第17号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第17号 白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 地域密着型の介護老人福祉施設の入所者生活介護ということで、市内では1事業所あるということです。

こちらのほうの人員配置基準の緩和についてなんですが、支障がない場合、介護、看護職員の兼務を可能とするとあるんですが、つまり、介護の方がいれば、看護の職務はできなくても、1人いれば、1人というか、どちらかがいればいいということによろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 徳本委員、何条の部分とか、もうちょっと特定できるように言ってあげてください。

○徳本光香委員 勉強会のときの資料のページでも大丈夫ですか。ちょっと探します。学習会で配っていただいたときの資料だと、資料の2のページ14の上のほうの(7)にその旨書いて。地域密着条例第151条第3項です。

○柴田圭子委員長 分かりました、分かりますか。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 人員配置の基準の緩和になりますけれども、入所者の処遇の支障がない場合に介護、看護職員の兼務というのを可能にするということで緩和をするという状況にあります。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 じゃ、もう一度お聞きしますが、介護士の方がいれば、看護職員はいなくても看護の仕事もできるというか、介護士だけでもよろしいということでもいいですか。もう一度お聞きします。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 従来型の施設とユニット型の施設が併設している、そういった施設においてというところで、その場合には、介護の専門の方が両方を看ることができます。看護につきましても、同じように両方の施設を見ることができるとい、兼務が可能ということになります。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 入所者の処遇に支障がない場合という、その支障の有無の判断はどなたがするんで

しょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 もとものの人員基準がありまして、その中で可能な限りということで支障がないというところで判断をしていくということです。

○柴田圭子委員長 どこが判断するかという質問かと思いますが、そうですか、徳本委員。

○徳本光香委員 そうです。

○柴田圭子委員長 市が判断するのか、事業所が判断するのかという質問だと思います。

篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 すみません。施設のほうで、それは判断をしていくという形になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 地密条例第180条の中の変更点で、感染症やプライバシーに配慮して個室化を進めていくということで、ユニット型施設の設備基準の見直しがあるようです。多床室、ベッドが幾つもある部屋というのは原則禁止と書いてあって、個室になっていくのはいいことだと思うんですが、これは、市内の施設は実行できそうなんではいでしょうか。これには緩和措置の期間が書かれていないようなんですが、見通しを伺います。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 ユニット型の個室的多床室というところは、白井市においては現在ないところでありますので、今後またそういった施設の設置があればということになります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 今回の改正の中で、介護報酬の改定というのがあったと思うんですが、職員の待遇は改善をされるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 今回の介護報酬改正は全体として0.7%の報酬増となっております。増額分が、職員の賃金に直接転換されるかどうかは事業所の判断となります。

御質問にありました職員の待遇について、介護職員の賃金の改善を目的とした加算である処遇改善加算という加算が、従前より設定されております。

今回の報酬改正で、より実効性の高いものとする観点、より事業者が加算を取得しやすくなる観点から、算定区分や、その算定要件の見直しが行われております。

○柴田圭子委員長 斉藤委員。

○齊藤智子委員 今回の御答弁では、直接職員の待遇に転化されるかどうかは事業所の判断となるということだったんですが、でも、今回の改正で、それが実効性の高いものとなっていけばいいんだろうと考えます。

先ほど言われた処遇改善加算という加算が今もあるということなんですけど、それを取得している事業所というのは、市内にどのくらいあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 それは、市内の地域密着型サービスの事業所で、18事業所のうち16事業所となっております。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

徳本委員。賛成か反対かを述べてからお願いします。

○徳本光香委員 本議案第17号に反対の討論をいたします。

こちらに関しても、5つの点で改定が行われるということなんですけど、いろいろ事業所としてやらなければいけないこと、緩和措置の期間があるとしても行うことが増えるという中で、例えば1ユニットに1人以上スタッフがいないといけないというものが、3ユニットで2人で可能というように、人員配置の基準が緩和されていることが心配です。

根本的には、給与を上げて人を増やすということをしなければサービス向上にはつながらないという考えから、行うことが増え、人員は少なく済みますということは矛盾が生じると感じますので、反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論はございますか。

では、討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は、原案のとおり可決されました。

- (6) 議案第18号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第18号 白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 第28条の2のところなんです、業務継続計画の策定ということがあります。これは、この業務継続計画というのを各事業所が自ら策定しなければならないんでしょうか。何かガイドラインみたいなものはあるんですか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 業務継続計画につきましては、各事業所が策定をしなければならないとしております。

策定に当たっては、国からガイドラインも示されております。また、策定に当たっては3年の猶予が設けられているところですが、各事業所がしっかりと策定できるように、今後説明会などを行って支援をしていきたいと考えております。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。よろしいですか。

それでは、討論がないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立多数でございます。承知しました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第18号は、原案のとおり可決されました。

どうでしょうか。区切りがいいので、ちょっと短めですけど、20分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時20分

○柴田圭子委員長 休憩に引き続き、会議を再開いたします。

委員の皆様をお願いします。発言されるときは、挙手して、ちゃんと委員長と声を出して言ってください。大きな声で発言するようにお願いいたします。

(7) 議案第21号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第15号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第7、議案第21号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第15号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出のほうから質疑を行います。歳出は19ページをお開きください。

3款1項民生費の社会福祉費から19、20、21、22ページの民生費全体についての質疑を受けます。ただし、総務所掌の他会計繰り出しの部分は除きます。それは、20ページの下の方の2つ、6目国民健康保険費と介護保険費、それと21ページの9目後期高齢者医療費、これは総務所掌ですので、もう済んでいますので、それ以外のところで民生費全体で質疑を行います。

質疑ございますか。民生費は22ページの上段までです。19ページから22ページの上段までです。いいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次が衛生費に進みます。

衛生費は、予防費のところですか。予防費と指導費のところ、ありますか。

では、次に進みます。

今度は教育費になります。教育費はもっと進みまして、29ページ、9款1項教育総務費から教育費全般、31ページまで。いいですか。

では、歳出については終わりとしします。

次は、歳入について質疑を行います。11ページをお開きください。

11ページは、13款分担金負担金、教育費負担金、それから14款使用料及び手数料、教育使用料、15款国庫支出金、民生費国庫負担金、15款国庫支出金の、一番下のところは2目の民生費国庫補助金、一番下です。11ページは、その4つが該当します。いいですか。

じゃ、12ページは、15款2項国庫補助金のうちの3目衛生費国庫補助金、それから1つ飛んで5目教育費国庫補助金、それから次が県の支出金になります。16款1項の2目民生費県負担金、それから次が16款2項県補助金、1目民生費県補助金、それから次は、13ページの21款諸収入、下のほうです、の4項雑入の、雑入のうち文化会館自主事業入場料、プラネタリウム館自主事業参加者負担金、地域福祉センター利用金納付金、この3つが該当します。

歳入全般で構いませんので、もし質疑があれば挙手をお願いします。

歳入歳出はよろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本光香委員 すいません、ちょっとページを開くのが遅くて、歳出の部分で聞きたいところがあ

るんですが、よろしいですか。

○柴田圭子委員長 歳出、一応終わっちゃったんですけど。

○徳本光香委員 じゃ、結構です。

○柴田圭子委員長 歳入、今全般で伺っていますけれども、歳出、早く進み過ぎたでしょうか。

次は、継続費補正について質疑を行います。

ページ6の9款4項、一番上です。社会教育費文化センターの在り方検討事業、これについての継続費。

徳本委員。

○徳本光香委員 文化センターの在り方検討事業についてなんですが、この在り方検討会第1回のときに、調査のサポートなどをする民間の委託業者も出席していらっしゃいました。

事前の説明では、調査の際の専門的な資料もこの業者が御用意いただくということだったんですが、説明をお聞きすると、意見交換会を設置するのをメインに委託されるように思えたのですが、この内容というのは、調査資料もあの業者が用意してくださるということで変わらないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 補正内容についての質疑ということですね。

○徳本光香委員 はい。

○柴田圭子委員長 教育委員会の方、お答えをお願いいたします。

石田文化センター長。

○石田昌弘文化センター長 在り方検討事業の委託業者につきましては、額が決定したので今回補正をさせていただいておりますが、第1回の会議を行っております、そちらのほうで資料とかその辺のところについては市から業者に指示して作成し、第1回の会議の中で、意見交換会的な部分については説明はありましたけれども、内部でも検討しているところがございます、第2回目以降、契約が済んでおりますので、その中でまた進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 本議案に反対の討論をいたします。

反対したい部分は、最後に審議しました継続費補正についてです。

補正で委託の額が決定したということなんですが、依然3年度かけてゆっくりと文化センターの在り方を考えるという方針が変わっていないこと、また、在り方検討会の中身を見まして、委員の方が天井はもう安全になったという誤解をされているのに、それに対して正確な説明がされておらず、この誤解を持ったまま在り方検討会が進められるというのは危険だと感じましたので、継続費補正に関

しても反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論はありますか。

では、討論はないものと認めます。

これから採決を行います。

当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 はい、承知しました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第21号は、原案のとおり可決されました。

(8) 議案第33号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第16号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第8、議案第33号 令和2年度白井市一般会計補正予算(第16号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

これは、おととい配付された、24日に配付されたものです。そちらのほうの補正を先に行います。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出についての質疑を行います。

歳出は10ページから、議案第16号です。おととい24日に追加で補正が出された分です。議案としては第33号になります。いいですか。

これから質疑を行います。

歳出なので、歳出が10ページ、11ページです。教育の所管部分としては、10ページの一番下の教育費、教育総務費から次のページの全部です。これが教育福祉の所掌部分です。ここで質疑ある方はお願いいたします。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 11ページの中学校施設改修等に要する経費についてお伺いします。

これは南山中学校の体育館の改修ということで、先日の総務の常任委員会のとときに工事の内容をちょっと伺ったんですけど、屋根とか外壁、それから床とかLED化にする内容だということをお伺いしたんですが、これは工事の期間というのはどういう感じに予定されているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 工事期間についてお答えします。

今、現状工事予定としましては、令和3年5月中旬ぐらいから、令和3年11月末ぐらいまでを予定しております。入札はまだ終わっておりませんので、入札のときにはこの計画で入札公告をかけたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 分かりました。その工事期間で、生徒さんたちへの影響を最小限に抑えるような配慮というのは、どういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 今年度実施設計を行っております。実施設計する際には、もちろん学校とも十分協議をしております。本来ならば夏休みだけで工事完了できればよかったですけれども、工事内容が大きいものですから、一部学校に迷惑をかけてしまうところがあります。ただ、私たちのほうも、例えば体育館にある物品を教室に運べないかとかいろいろ考えたんですけども、やはり教室に運ぶと学校運営上支障が出るということもありましたので、校庭内の端のほうに、プレハブみたいな、倉庫みたいなものを借りて体育館の中の備品を納めるとか、そういうところを学校と、場所と時期を十分相談しながら、できるだけ学校に迷惑かからないように配慮してきたところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

和田委員。

○和田健一郎委員 同じところを聞こうと思っていたんですけども、この約5か月間でございますが、昨今では地震等もありまして、避難所にもたしかそこはなっていたかと思ったりしているところですが、近辺の小学校との避難誘導に関してだとか、そういった指導に関してのことでもちょっとお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。

○板橋 章教育総務課長 この工事期間中は南山中学校の体育館は使えないということで、今中学校とは相談していきまして、今議員御指摘のとおり、小学校のほうに誘導しなきゃいけないんじゃないかということもありますので、今後、工事前に十分小学校とも調整したいと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。それでは、歳出についての質疑は終了とします。

歳入について、歳入は9ページの15款5目の教育費国庫補助金、ここだけです。

質疑はありますか。いいですか。

では、第2表繰越明許、これは4ページをお開けください。4ページの繰越明許の補正があります。この一番下、9款の教育費の1項教育総務費、3項中学校費、この2つが教育福祉の所掌になります。いいですか。

では、これで質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 これは起立全員であります。承知いたしました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次、特別会計に移りますが、席替えがございますので、委員の皆様はそのままお待ちください。どうもありがとうございます。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

○柴田圭子委員長 再開します。

(9) 議案第22号 令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)について

○柴田圭子委員長 日程第9、議案第22号 令和2年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を受けます。これは8ページから、総務管理費からずっと、8ページ、9ページ両方全部の範囲で歳出。

斉藤委員。

○斉藤智子委員 8ページの1款1項1目の補償補填及び賠償金について伺います。

これは、部長からもこれについての説明はあったんですけども、もう少し詳細について説明をいただきたいと思います。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 議案説明の際に申し上げましたが、会社を退職された方が退職後に負担する健康保険保険料を比較し、加入する健康保険を選択するため、国民健康保険加入後の保険税の試算を申出により行っているところです。

今回の損害賠償に至った経緯としましては、本案の試算は、勤務先の倒産や解雇などによる退職のときに適用される失業者軽減措置の算定を考慮に入れ、試算をする必要があり、その軽減対象所得は給料所得のみのところ、本人の他の所得を含め軽減したことにより、本来の保険税より低く試算してしまったことにより、正しい健康保険加入の選択ができず、国民健康保険に加入したことにより、会

社の健康保険より多くの保険料を負担することになり、その差額分について損害賠償をすることとなったものです。

失業者の軽減措置の軽減を伴う国民健康保険税の試算についての御相談は、給料所得のみの方がほとんどであることから、このような思い込みにより試算を行ってしまったものです。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 承知しました。

では、今回の補正額10万8,000円の金額についての積算の根拠について伺います。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 御説明させていただきます。

賠償額は、任意継続保険料と国民健康保険税との差額を負担するものです。任意継続保険料1か月分3万4円と、国民健康保険税1か月分相当額4万5,300円の差額1万5,296円について、国民健康保険の資格取得による保険税の発生いたしました令和2年9月から令和2年度末、令和3年の3月末までの7か月分10万7,072円となります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 齊藤委員。

○齊藤智子委員 今回の件については、独自のほうで誤った試算をしてしまったことによって、この方が、どちらの健康保険に加入するかで保険料が多いほうになってしまったということに対する賠償だと思んですけど、今後、このようなことがなくなっていくような改善対策については何かお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 国民健康保険の試算につきましては、今回のように、退職後の健康保険の選択の際、保険料を比較するため、新たに国民健康保険に加入後に、自分の負担額の保険料を把握するためと大きく分けられます。

いずれにしても、国民健康保険税の計算や軽減において、対象となる所得の把握が大切となります。依頼者の試算においては、必ず所得内訳書を添付することといたしました。

また、試算内容を聞き取りで行っておりましたが、聞き取り等の間違いを防止するため、試算依頼用のシートを作成いたしまして、御本人様に記載いただくようにいたしました。試算シートにつきましては、確認漏れのないように、チェック項目を入れた確認チェック欄を設けております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。歳出の部分。

では、歳入について、6ページ、7ページについて質疑があればお願いします。よろしいですか。それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。特にないですね。

では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第22号は、原案のとおり可決されました。

(10) 議案第23号 令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)について

○柴田圭子委員長 日程第10、議案第23号 令和2年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第5号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。

歳出は9ページからです。一括だとちょっと厳しいでしょうか。1款総務費、2款保険給付費まで、11ページの上段2つ、5項特定入所者介護サービスと6項の高額医療合算介護サービス費等まで、9、10、11ページの上段まで。

徳本委員。

○徳本光香委員 9ページの2款1項の1)施設介護サービス給付に要する経費のところが増えていますが、コロナ禍によって在宅での介護が減って施設に入る人が増えたという事情なんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 こちらの施設介護サービスに係る利用ですけれども、こちらは特にコロナ禍において増えたというところではなく、通常のサービス利用が増えたというところでございます。

○柴田圭子委員長 いいですか。

ほかにありますか、11ページの上のほうまで。

それでは、引き続き11ページの4款地域支援事業費から歳出の最後まで、13ページの一番下まで、基金積立金までを質疑の対象といたします。

徳本委員。

○徳本光香委員 11ページの4款1項の1)訪問型サービス事業のところと2)の通所型サービス事業両方について歳出が減っているんですが、この実態というのを伺いたいんですけど、利用者が行かなくなったのか、もしくはスタッフ不足などで行けない状態になっているのか。実態が分かりましたら伺います。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 こちらの訪問型サービスと通所型、こちらについては、やはりコロナの影響ということで、利用控えがあったということで減っている状況にあります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 スタッフ不足とかではなく、自主的に控える方が多かったということによろしいですか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 スタッフではなくてコロナのということで控えられたということです。

○柴田圭子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、同じ箇所を通所型のサービスの料金減っている、歳出減っているということで、通所してもらわなくても電話対応などでも報酬は出たのではないかと思うんですが、そちらのほうもどのくらい実施されていたかというか、実施してもこれだけ減ってしまったということなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 篠田高齢者福祉課長。

○篠田順子高齢者福祉課長 ちょっと電話対応というところは把握できておりませんが、やはり通所型のサービスというのはコロナの影響で事業所のほうが中止をしていたという期間もありましたので、そういったところで影響が出ています。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

歳出全般で質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、次に歳入について質疑を行います。

6ページをお開けください。歳入は6、7、8ページ、これを一括で行います。

質疑はございませんか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。承知しました。お座りください。

したがって、当常任委員会に付託された議案第23号は、原案のとおり可決されました。

(11) 議案第24号 令和2年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○柴田圭子委員長 日程第11、議案第24号 令和2年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出について質疑を行います。歳出は5ページ全体です。いいですか。

では、4ページの歳入についての質疑を行います。

徳本委員。

○徳本光香委員 1款1項の後期高齢者医療保険料について、増額の補正なんですが、被保険者数が増えるというのは、市民の方の年齢を把握していらっしゃったら、把握済みなのかと予想しているんですが、これは把握はできていたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 年齢構成比につきましては、市民課で出しておりますので、その人数は分かっております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 いいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 人数は分かっていたけれど、2,700万円分増えるというのは予想できなかったということなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 その方の所得からの算定については、後期保険に移ってからになります算定は、人数だけが分かっているけども、算定は所得が分からないとできないです。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

では、討論がないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立全員であります。承知いたしました。

したがって、当常任委員会に付託された議案第24号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。次は予算審議で3月4日となります。午前10時から会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時55分